## 本日の会議に付した事件

令和2年第4回山元町議会定例会(第4日目) 令和2年12月11日(金)午前10時

日程第 会議録署名議員の指名 日程第 2 提出議案の説明 日程第 3 承認第11号 専決処分の承認を求めることについて(令和2年度山元町一般会計補 正予算・専決第4号) 議案第64号 山元町議会議員及び山元町長の選挙における選挙運動の公費負担に関 日程第 する条例 議案第65号 山元町企業立地及び事業高度化を重点的に促進すべき区域における固 日程第 5 定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例 議案第66号 山元町敬老祝金及び特別敬老祝金支給条例の一部を改正する条例 日程第 6 議案第67号 令和2年度 漁機請1号 磯浜漁港北防砂堤Ⅱ補修工事請負契約の締 日程第 7 結について 日程第 議案第68号 字の区域の画定について(山元北部地区) 8 日程第 議案第69号 字の区域の画定について (磯地区) 日程第10 議案第70号 令和2年度山元町一般会計補正予算(第5号) 日程第11 議案第71号 令和2年度山元町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号) 日程第12 議案第72号 令和2年度山元町介護保険事業特別会計補正予算(第2号) 日程第13 議案第73号 令和2年度山元町水道事業会計補正予算(第3号) 日程第14 議案第74号 令和2年度山元町下水道事業会計補正予算(第2号) 日程第15 議案第75号 山元町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部 を改正する条例 同意第 7号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて 日程第16 日程第17 同意第 8号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて 日程第18 同意第 9号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて 日程第19 同意第10号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて 日程第20 同意第11号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて 同意第12号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて 日程第21 同意第13号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて 日程第22

午前10時00分 開 議

同意第14号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて 諮問第 1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

議 長(岩佐哲也君) ただいまから、本日の会議を開きます。 本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

日程第25 閉会中の継続調査申し出について

議員派遣の件

日程第23

日程第24

日程第26

議 長(岩佐哲也君)日程第1.会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、山元町議会会議規則第124条の規定により、6番髙橋眞理子君、 7番竹内和彦君を指名します。

議長(岩佐哲也君)これから議長諸報告を行います。

議長諸報告は、お手元に配布のとおりでありますので、ご覧いただきたいと思います。 議長諸報告を終わります。

議長(岩佐哲也君)続きまして、日程第2.提出議案の説明を求めます。

この際、今定例会に追加で提出されました議案等10件を山元町議会先例66番により一括議題とします。

町長齋藤俊夫君、登壇願います。

町 長(齋藤俊夫君)はい、議長。改めて、おはようございます。追加提案の理由を申し上げます。

令和2年第4回山元町議会定例会に提出いたしました追加議案等の内容についてご説明申し上げます。

初めに、議案第75号山元町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてでありますが、このたび平成27年度から昨年度までの医療費助成事務の支給誤りが判明いたしました。このことは、受給者の皆様をはじめ、町民の方々に多大なるご迷惑をおかけするとともに、町政に対する町民の信頼を失墜させたものとして深く反省しており、改めて心からおわびを申し上げます。

町といたしましても、このような事態が起きないよう、再発防止に努めますとともに、 町民の皆様の信頼を回復するよう鋭意努めてまいる所存であります。

この際、職員の管理監督者としての責任を重く受け止め、町長及び副町長の給料減額を行うため、提案するものであります。

次に、同意第7号から第14号までの農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては、現委員の任期満了に伴い、新たな委員を任命するに当たり議会の同意を求めるもの、諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、現委員の任期満了に伴い、その後任者を法務大臣に推薦するに当たり議会の意見を求めるものであります。

以上、提出しております追加議案等の概要についてご説明申し上げました。よろしく ご審議の上、ご可決を賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

議 長(岩佐哲也君)以上で追加提出議案の説明を終わります。

議長(岩佐哲也君)日程第3.承認第11号を議題とします。

本件について説明を求めます。

企画財政課長(齋藤 淳君)はい、議長。それでは、承認第11号専決処分の承認を求めることに ついてご説明いたします。

令和2年度山元町一般会計補正予算を地方自治法の規定に基づき専決処分いたしましたので、これを報告し、承認を求めるものでございます。

1枚おめくり願います。

専決処分書でございます。

令和2年度山元町の一般会計補正予算は、急を要するので、地方自治法の規定により 別紙のとおり専決処分しております。

新型コロナウイルス感染症対策として、山元、亘理、両町において、コロナ感染症の 検査機関を共同で設置するための経費について、補正予算として、令和2年11月25 日付で専決処分を行ったものでございます。

さらに、もう1枚おめくり願います。

令和2年度山元町一般会計補正予算・専決第4号でございます。

まず、歳入歳出予算の補正についてでございますが、今回の補正の規模は歳入歳出それぞれ811万7,000円を追加し、総額を139億9,328万7,000円とするものでございます。

それでは、歳出予算のほうからご説明させていただきます。 6 ページをお開き願います。

第4款衛生費第1項保健衛生費第2目予防費でございます。こちらにつきましては、 コロナ感染症の検査機関である地域外来・検査センターの設置運営に要する委託料と負 担金として811万7,000円を計上しております。なお、センターの設置、運営に 関しては、県から町が委託されることになっており、一部対象外となる経費については、 山元、亘理両町が折半することとしております。

以上が歳出予算の内容でございます。

次に、歳入予算につきましてご説明いたします。5ページをご覧願います。

初めに、第16款県支出金でございます。地域外来・検査センター運営事業委託金と して661万円を計上しております。

次に、第19款繰入金でございます。こちらにつきましては、150万7,000円を計上しております。県委託金の対象外となる経費について、財源調整のために財政調整基金を取り崩すものでございます。

以上が歳入予算の説明になります。

以上が補正予算の内容となります。よろしくお願い申し上げます。

- 議 長(岩佐哲也君)これから質疑を行います。—— 質疑はありませんか。 8番遠藤龍之君。
  - 8番(遠藤龍之君)はい、議長。この業務内容、運営業務委託料の中身なんですが、この間、何 回か資料も含めて説明を受けてきているわけですが、この661万の内訳といいますか、 その辺どういう体制で、 [268文字削除] 併せて確認します。
- 議長(岩佐哲也君)絞って。町長、回答願います。
- 町 長 (齋藤俊夫君) はい、議長。 [121文字削除]

具体的な案件でございますので、担当課長のほうから詳細を、説明をさせていただき たいというふうに思います。 [57文字削除]

- 議 長(岩佐哲也君) 8番遠藤龍之君、再度、今の件。
  - 8番(遠藤龍之君)はい。 [102文字削除]
- 議 長(岩佐哲也君) [65文字削除]

- 町 長 (齋藤俊夫君) はい。 [159文字削除]
  - 8番(遠藤龍之君)はい、議長。 「449文字削除]
- 議 長(岩佐哲也君) [311文字削除]
- 町 長 (齋藤俊夫君) はい。 「233文字削除]
- 議長(岩佐哲也君)静粛にいただきたいと思います。

休憩要望ですか、町長。(「いや、今の質問に答えられるのであればいいんじゃないですか、遠藤さんに」「話に、議論にならないんですよ」の声あり)

議 長(岩佐哲也君)では、暫時休憩とします。(「何で暫時休憩にするんですか」「再開は20 分でいいです」の声あり)20分、30分。20分。休憩、10時20分再開とします。 午前10時15分 休 憩

午前10時20分 再 開

議長(岩佐哲也君)休憩前に引き続き会議を開きます。

議 長(岩佐哲也君) 先ほどの遠藤議員の600万の中身についての説明。

保健福祉課長(伊藤和重君)はい、議長。委託料661万円の内訳になりますけれども、総事業費につきましては約1,400万円弱になるんですが、検査の件数に応じて診療報酬の収入が見込まれます。検査件数が少ない場合、診療報酬が地域外来・検査センターへ入らないため、それを補塡するための661万円を限度とした委託料としております。

この中身につきましては、大きなところでいきますと人件費、こちらが400万をちょっと超えるぐらいになります。体制といたしましては、医師、看護師、検査技師、あと予約等を受け付ける事務職員、検査に訪れた場合の誘導員というところになります。あと、医師に対する休診補償というところも含まれております。こちらは170万円弱程度になります。あと、そのほか検査委託料といたしまして、検査料ですね。こちらが650万円をちょっと超えるぐらいの額が入っております。これらを合計すると1,395万円という形になるんですけれども、診療報酬等を見込んで限度額の661万円を計上させていただいております。以上でございます。

- 議長(岩佐哲也君)そのほか質疑。
  - 8番(遠藤龍之君)はい。この総事業費1,400万円の中に、町負担分というのも入っている という受け止めですか。
- 保健福祉課長(伊藤和重君)はい、議長。町負担分につきましては、県委託外経費として、負担金、 補助金のほうで取ってございます。こちらが150万7,000円となっておりますけ れども、山元と亘理の両町で負担金として地域外来・検査センターに支出する経費とし て計上しております。

内容につきましては、人件費の部分になるんですけれども、コロナの検査を行う際の手当部分、これは危険手当的な考えですね。これを加算するための経費と、あとドライブスルー方式で行うためのルート、また仮設プレハブの設置のための敷地整備を行うための経費が301万4,000円となっておりまして、これは折半した額、2分の1とした額を計上させていただいております。以上でございます。

議 長(岩佐哲也君)そのほか質疑はありませんか。ありませんか。

議 長(岩佐哲也君)これで質疑を終わります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長(岩佐哲也君)討論なしと認めます。

議 長(岩佐哲也君) これから、承認第11号専決処分の承認を求めることについて(令和2年度 山元町一般会計補正予算・専決第4号)を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長(岩佐哲也君)異議なしと認めます。

承認第11号は原案のとおり承認されました。

議長(岩佐哲也君)続きまして、日程第4.議案第64号を議題とします。

本案について説明を求めます。

総務課長(佐藤兵吉君)はい、議長。それでは、議案第64号山元町議会議員及び山元町長の選挙 における選挙運動の公費負担に関する条例についてご説明いたします。

お手元に配布しております配布資料No.1、条例議案の概要をご準備願います。

初めに、提案理由でございますが、公職選挙法の一部を改正する法律の施行に伴い、 山元町議会議員及び山元町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例を制定す るため、地方自治法の規定に基づき提案するものでございます。

1の制定の内容でございますが、山元町議会議員及び山元町長選挙における選挙運動 の公費負担に関し、必要な事項を条例で規定するものであります。

補足いたしますが、今回の公職選挙法の改正により、選挙公営制度として対象が拡大 された項目といたしましては、選挙運動用の自動車、選挙運動用ビラ、選挙運動用ポス ターの3項目となります。

2の条文の構成でございますが、表にありますように第1条から第12条までの構成 となります。

各条の主な内容でございますが、第1条は条例制定の趣旨、第2条は選挙運動用自動車使用の公費負担の規定、第3条は使用に関し有償契約をした場合の選挙管理委員会への届出、第4条は選挙運動用自動車の公費負担額及び支払い手続を規定し、第1号では一般運送契約、ハイヤー方式の場合で、日額の上限を6万4,500円とし、第2号の自動車借用契約、レンタカー方式では、日額を1万5,800円、そのほかに燃料供給契約をした場合は日額7,650円、運転手を雇用した場合には日額1万2,500円、大変失礼しました。燃料供給契約をした場合には、日額7,560円となります。運転手を雇用した場合には日額1万2,500円とし、それぞれの上限額を定めております。第5条は、第4条に規定する自動車が複数契約している場合の契約の指定となります。

第6条、第7条、第8条は、選挙運動用ビラに関する公費負担の規定、選挙管理委員 会への届出及びビラ1枚当たりの作成単価の上限を7円51銭と規定しております。 第9条、第10条、第11条については、選挙運動用ポスターに関する公費負担の規定、選挙管理委員会への届出及びポスター1枚当たりの作成単価の上限を規定しており、記載されている計算式に山元町のポスター掲示場数58を当てはめ計算しますと、1枚当たりの作成単価の上限は3,202円となります。

第12条につきましては、届出様式等については、規定の委任を定めております。

なお、今回の改正により、町議会議員選挙における供託金制度が導入されますが、供 託物没収点未満の場合には、ただいま説明いたしました3項目の公費負担については対 象外となります。

以上が、条文の構成、内容となります。

次に、3の施行期日は公布の日とするものでございます。

以上で議案第64号の説明といたします。よろしくお願いいたします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長(岩佐哲也君)質疑なしと認めます。

議 長(岩佐哲也君)これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長(岩佐哲也君)討論なしと認めます。

議 長(岩佐哲也君)これから、議案第64号山元町議会議員及び山元町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議 長(岩佐哲也君)異議なしと認めます。

議案第64号は原案のとおり可決されました。

議 長(岩佐哲也君)続きまして、日程第5.議案第65号を議題とします。

本案について説明を求めます。

税務課長(佐藤繁樹君)はい、議長。それでは議案第65号山元町企業立地及び事業高度化を重点 的に促進すべき区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例 についてご説明申し上げます。

資料No.2、条例議案の概要をご覧ください。

提案理由ですが、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する 法律第25条の地方公共団体等を定める省令の一部を改正する省令の施行に伴い、所要 の改正を行うものです。

改正内容でございます。あわせて、議案書最後のページにあります新旧対照表をご覧 ください。

まず、1点目ですが、法律の名称が改正されたことに伴い、条例の名称を山元町地域 経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する固定資産税の課税免除に 関する条例に改めるものです。

2点目ですが、条例引用規定について、条ずれの対応を行うもので、第2条にあります第25条を第26条に改めるもの、また同条内にある省令番号に誤りがあったため、 平成29年度総務省令第55号を平成19年度総務省令第94号に改めるものです。

施行期日ですが、公布の日から施行するものです。

以上、議案第65号の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご可決賜りますよう お願い申し上げます。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- 議長(岩佐哲也君)質疑なしと認めます。
- 議長(岩佐哲也君)これから討論を行います。 討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- 議長(岩佐哲也君)討論なしと認めます。
- 議 長(岩佐哲也君) これから、議案第65号山元町企業立地及び事業高度化を重点的に促進すべき区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例を採決します。 お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長(岩佐哲也君)異議なしと認めます。

議案第65号は原案のとおり可決されました。

議 長(岩佐哲也君)続きまして、日程第6.議案第66号を議題とします。

本案について説明を求めます。

保健福祉課長(伊藤和重君)はい、議長。それでは議案第66号山元町敬老祝金及び特別敬老祝金 支給条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

配布資料No.3条例議案の概要をご覧ください。

提案理由でございますが、高齢化の進展及び平均寿命の延伸等により、支給対象者及 び支給額等の見直しを行うため提案するものであります。

補足となりますが、2025年問題とされる5年後、本町の75歳以上の人口は約16パーセントの増加が見込まれ、平均寿命についても年々年齢が上昇していることから、 増額傾向にある敬老祝い金について見直しを行うものです。

1、改正内容をご覧ください。改正については、敬老祝い金の支給対象者、支給額、 基準日の改定とし、関係する第2条、第3条の改正となります。

改正前の支給対象者、支給額と基準日については、77歳喜寿の者は5,000円、88歳米寿の者は1万円を支給し、当該年度の9月1日を基準日として支給しておりました。99歳白寿の者は5万円、100歳百寿の者は20万円をその者の誕生日を基準日として支給しておりました。

改正後につきましては、77歳は5、000円を減額し、支給対象外となります。8

8歳については現状維持の1万円、99歳は2万円減の3万円、100歳は10万円減の10万円の支給額に、基準日については88歳の者を支給対象者の誕生日に見直すものです。改定幅につきましては、今ご説明した内容になります。

なお、改正に当たって、県内4市9町の支給状況を確認したところですが、支給年齢、 支給金額を比較した際に、各市町、特に隣接町である亘理町とは遜色ないことを確認し ております。

また、敬老祝い金の見直しに伴い減額した予算については、行政区で活発化している 自主事業への助成を行わせていただき、各地区の自主事業の後押しをと考えております。 なお、各行政区の総会前に具体の内容をお知らせしたいということもありますことから、 11月下旬に各行政区長には概要の説明を行い、ご理解をいただきましたので、今回提 案をさせていただいているところであります。

2の施行期日等につきましては、令和3年4月1日から施行する。

以上、議案第66号の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

- 議 長(岩佐哲也君) これから質疑を行います。 質疑はありませんか。 9番岩佐孝子君。
  - 9番(岩佐孝子君)はい。ただいまの課長の説明の中に、資金不足による基金の枯渇というふうな話がありました。これから計算しますと、確かに3年、4年後だろうというふうに思います。でもですね、高齢者福祉の観点から考えたとき、これは住民サービス低下になるものというふうに私は思われます。以前は敬老祝い金事業を基金とし、そして敬老会事業は一般財源からしていたはずです。それを現在は敬老会の事業も基金の中からというふうなことからしたら、それは分離できるのではないかなというふうに思うわけなんですが、その辺についてお尋ねします。
- 町 長 (齋藤俊夫君) はい。確かにおっしゃるとおり、基本的には我が町の振興発展に長年ご尽力 いただいてきた高齢者の方々に感謝、敬意を表するというふうな意味合いで、一つの節 目に敬老祝い事業というのは大切な事業の一つであろうかというふうに思います。

一方で、先ほど担当課長から申し上げましたように、長寿がますます進んでいるというふうな中で、国全体あるいは県内、周辺市町村等々もですね、この事業については一定の見直しをしていると。そういうバランスも一定程度考慮させていただきたいと。

そしてまた、基金のあるいは一般財源の考え方につきましてもですね、いろんな考え方があるわけでございますけれども、高齢者を対象とした各種事業については、国全体としてもですね、一定の支援体制を組んでいると。そしてまた、最近では少子化の中で、若年層あるいはその働き手の長寿を支える負担の割合が大変厳しくなってきているというような状況等もございましてですね、基金を活用するにしても、一般財源で手当てするにしてもですね、この長寿社会に向けた予算措置というのはですね、やはりここ一度見直しをせざるを得ない、そういう段階に来ているというふうに考えているところでございますので、今後とも一定の敬老事業については必要な財源手当てをしっかり考慮しつつですね、全国的な高齢化社会に向けた足並みをそろえた対応にさせていただきたいなというふうな考え方でございます。

9番(岩佐孝子君)はい。隣接市町村と足並みをそろえてということも分かりますけれども、分かるというよりも、山元町は高齢者福祉に重点を置いた施策として、平成25年にわざ

わざ77歳の方々に5,000円支給というふうに条例を改正してしてるわけですよね。 そういうことを考えたならば、もう2025年は団塊の世代という、そこに分かり切っ ていたのに、何で平成25年にして、今さら、今になって、今度は金がないからという、 それの理由も私にはちょっと理解できないんですが、その辺、その経緯です。77歳ま で、前は88歳でしたよね。それが77歳まで引き下げて、皆さんに購買意欲とか、あ とは家庭のとかっていろんなことを考えながらやってくださっていたんだろうなという ふうには思うんですが、その辺、何でわざわざ2025年を見据えたそんなものがあっ たならば、わざわざ年齢を引き下げたったのか。その辺の経緯を確認させてください。

- 町 長 (齋藤俊夫君) はい。この長寿対策、敬老祝い金事業に対する経緯、経過というふうなお尋ねでございましたが、私は就任後、この少子高齢化社会を見据えてですね、当時、きめ細やかに年齢区分に対して、きめ細やかに支給制度を設けておった我が町の制度をですね、見直しを提案させていただきました。その際に、議会からも一定のご意見等も頂戴いたしまして、提案した内容を数年かけてソフトランディングというような方向に基本的になりましてですね、そういう中で、この前も全協でお示しした資料にもありますとおり、この一定の年齢に達した節目ですね、喜寿とか、米寿とかですね。そういう節目に着目して、この平成25年の改正のときにこういうふうな区分をさせてくださいと、その他の今まで支給していた年齢についてはこれに集約させていただいたという、そういう経緯、経過がございます。以上でございます。
  - 9番(岩佐孝子君)はい。きめ細やかなということで、非常に私はよかったんではないかと。それで、隣接市町村でしていないからこそ、山元町としては非常にいいことだろうなというふうな思いでおります。これをですね、全て5,000円を削減し、88歳はそのまま、99歳、100歳というふうなことで減額して、これでは何年もちますか。再確認をします。
- 町 長 (齋藤俊夫君) はい。今の基金の残高、あるいは今後の事業展開ということになりますと、 今後4年程度の中で基金の枯渇が予想されるというふうなことでございます。

議員の高齢者に対する敬老の思い、それはそれで理解できるわけでございますけれども、町としてもいつもお話ししているとおり、少子高齢化、人口構成アンバランスというようなことでのそんな施策展開を考えたときにではですね、この関係についても一定の対応をさせていただかないとというふうなことでございますので、よろしくご理解のほどお願いいたします。

- 議 長(岩佐哲也君)孝子議員、3回になりましたので、一旦ここで別な。(「関連です」の声あり)関連は別にして、3回なので、別の方。なければまた。(「今のに対してなんです」の声あり)今に対しての。(「今の」の声あり)回答に対するあれ。うん、じゃあ、これ3問目です。じゃあ、回答まず。回答って、今に対する回答。とりあえずは、だから3回目ですから、そういうことは念頭に置いた質問をしていただかないと、基本はそういうことなんでね。まず、一旦別な方の質疑を受けますので。
  - 1番(伊藤貞悦君)はい。敬老会事業についてお尋ねをいたしますが、4番目に課題1、課題2 とあって、右側に対策、各地区ごと小規模での実施とありますが、町で敬老会をやるの かやらないのか、そのことについてはどういうふうにお考えなのか。
- 町 長 (齋藤俊夫君) はい。ただいま敬老会事業のお尋ねでございますが、敬老会事業につきましては、私どももこれまで、できるだけ多くの皆さんのご出席をご期待申し上げながら対

象者の拡大等に努めてまいりましたが、残念ながら出席率についてはそう多くない状況 がございました。

そしてまた、昨今はコロナ感染症の関係もございますので、町としては、町一本の敬老会事業についてはこの機会に開催しないというような形。そしてまた、先ほど担当課長からも触れさせていただきましたように、各地区では今24の行政区等々がある中でですね、19の地区で、何らかのこの地区での敬老事業を展開されているというふうに把握してございますので、そういう中での一定の町からのご支援を申し上げる中で、地区敬老会というのを、充実をご期待申し上げたいなというような考え方でおります。

1番(伊藤貞悦君)はい。町の全体の敬老会をなくし、各行政区ごとにというふうなご回答ですが、一つ、これは内政干渉にならないのかどうか。やっているところとやっていないところがある、それは町でやめるから各行政区でやってくれというふうな要望ですが、やはりそのことについては非常に問題だと。

それから、この敬老会については、町の大きなイベントであったし、高齢者にとってはですね、金額はもとより、やはり招待されて敬老を祝っていただく、または町長から直接お声をかけていただくというふうな喜びのほうが圧倒的に大きい。確かに保健福祉課の職員、町の職員は大変だと思いますが、これは行政サービス、町民に対する行政サービスの低下、後退に私はつながると思うし、内政干渉になりかねないことだろうと思いますが、そのことについて町長はどのように考えるのか。

町 長 (齋藤俊夫君) はい。地区での敬老会事業に対する支援、これが内政干渉に当たらないのかというようなことでございますけれども、議員ご案内のとおり、敬老会事業に限らず、自治会活動、行政区の活動としてですね、様々各地区で展開していただいておる中で、一定のものについては一定のご支援も、これまでもほかの場面でも展開してきているところでございますのでですね、決して内政干渉には当たらないのではないのかなというふうに思います。こういう制度をうまく逆に活用していただいて、これまでやっていないところが、あるいはこういうものも春の総会でご検討いただく機会にしていただければありがたいなと。

それと、敬老会全体の出席状況、先ほど触れませんでしたけれども、対象者、ご案内申し上げる対象者の若干の変更はございますけれども、過去5年間出席率を申し上げますと、平成27年が25.4パーセント、28年が22.1パーセント、平成29年が15.6パーセント、平成30年が14.2パーセント、そして昨年は13.8パーセントというような、そういうふうな出席状況でございますので、町としてもこの辺の出席率の状況も見極める時期かなと、そんなところでございます。

それから、議員ご懸念の、やはり一定の場面で、町なり私からのですね、対応というのも大事だと。これは確かにそのとおりだというふうに思いますので、大きな節目となる百寿を中心としてですね、できるだけ直接私が赴いてですね、感謝の意、敬老の意を表しながら町からのお祝い、国、県からのお祝いを差し上げるというふうなことで対応させていただきたいというふうに思いますので、併せてご理解いただければありがたいというふうに思います。

1番(伊藤貞悦君)はい。答弁の中身は分かりました。最終的にもう一つだけ確認をさせていた だきます。

各地区ごと小規模の実施、これは必ずなのか、どうなのかというふうなことと、数字

の捉え方。各地区だって全員が出るわけではありません。10パーセントぐらいのところもあれば、30パーセントのところもあるわけです。ですので、その数字の捉え方について、15パーセントいわゆるの人が出てくれたというふうな捉え方をすれば、行事をやる、またイベントをやる効果は非常に大きいと思います。15パーセントしかなのか、15パーセントもなのか、そこで全然その捉え方も変わってくると思いますので、その数字に重きを置かないで、内容に重きを置いたほうが私はいいと思います。

それから、各行政区では、このような形になれば重荷を感じます。特にコロナだからというふうな意見がついていますが、行政区だってそんなに大きな器を持っているところだけではないわけですから、コロナのことを考えたらやはり自粛、自粛、自粛となって、最後はなくなり、再開するのは非常に厳しくなるのが現状だろうと考えます。

- 町 長 (齋藤俊夫君) はい。地区ごとのやつについては、別に強制するものではございませんので、 制度の利用、活用というふうな観点でですね、対応していただければありがたいという ふうに思います。確かに各地区でも、出席率は必ずしもという部分はあるかもしれませ んが、各地区での積み上げの中でですね、全体として一定の対象者がそういう場面に接 する機会が確保できればというような考えもございますので、そういうふうな対応で今 回臨ませていただければというふうに考えているところでございます。
- 議長(岩佐哲也君)ほかに質疑はありませんか。
  - 8番(遠藤龍之君)はい。とりあえず今の件なんですが、今の件といいますか、敬老祝い金事業についてなんですが、そもそもといいますか、このなしにしたのは、今のお話には出席者が少なくなったとか、そういったものを大きな要因として取りやめるというように伝わってきたんですが、それではこの過去5年間の数字の推移をどのように分析し、その年々でその対策を重ねてきたのか。その辺の検討、対策、あればお伺いいたします。
- 議 長(岩佐哲也君)町長、一旦、振ってください。
- 町 長 (齋藤俊夫君) はい。具体的な関係、担当課長のほうからご説明させていただきます。
- 保健福祉課長(伊藤和重君)はい、議長。対策と対応ということなんですけれども、この説明資料の中でお示しししたとおりですね、対象年齢のほうが、27年から29年までは77歳、88歳、90歳以上という形で年齢、招待者を招待したところですけれども、こちらの出席率から、ここの部分をもう少し出席を高めるために、平成30年からは77歳、あと85歳以上という形にしております。そういった対応の中で、出席率を高めようという形にしております。そういった対応の中で、出席率を高めようという形にしてきたんですけれども、結果的な出席率については、最終、令和元年度については13.8パーセントになってしまったということです。

あと、その中でも敬老会のですね、開催の内容、アトラクション等にも工夫を凝らして毎年度試行錯誤してきたところなんですけれども、そちらにも若返りということもあってだんだん魅力が薄れたのかもしれません。そういったところも対応してきたんですけれども、そういったような内容になったということになります。以上でございます。

8番(遠藤龍之君)はい。私の経験、体験からしますとね、前はそれぞれの地区からの送迎、バスを仕立ててとかね、支援するスタッフといいますかも取り組んで、そして大きなにぎわいの場をつくっていたと。そしてその際、皆さん見ていますと、喜んで来ています。そして、その場はふだん行き交うことのできない人たちの交流の場になっていたと。例えば、北の地区、山下地区から坂元地区にお嫁さんに行った人、あるいは結婚、そういう人たちの同窓会、同級会の場になっていて、そしてそれぞれの場所があるんですね、

区ごとね。それも交流して、行ったり来たりして、楽しく交流していたという場面が毎年見られました。そういうことができたのは、そういった体制もしっかりして保障されていたということもあるんでしょうが、という時代もあった。

でも、それは年々、確かにお話のように、数が多くなっていくと今度は収容するところも、収容と言うとうまくないのか、集める場所も限られてくる。そういうようなことで、多分に年齢アップしていったのかと思うんですが、それがいずれいつの間にかそういう送迎体制というのも消えていって、地区からも、地区独自の送迎というのもなかなか難しくなってきたというような経緯もあるんでしょうけれども、その辺をどのように、どの程度というか分析して、そして次に生かそうというような対策が取られたのかといいますと、この数字からいうとなかなかちょっと見えないなというようなことがあったもんですから、今確認しました。

先ほどの説明ではちょっと伝わってくるものがないんですが、そういう見方もあるということを伝えておきたいということと、あわせて今回の、あとはそれぞれのなんですけれども、とりわけ今回の大きく変わる、政策事業が変わる内容、見直しということになっているわけですが、そもそも敬老会、これの主人公といいますかね、その人たちの声は聞いたのかどうか。敬老祝い金についても、この敬老事業にしてもですね。そういった対策、取り組みはなさったのかどうか。対象者に直接の声を聞いた結果なのか、その辺を確認します。

- 町 長 (齋藤俊夫君) はい。直接というふうな部分につきましては、平成25年、そしてまた今回 も特にそういう対応はしておりませんが、先ほど担当課長から申し上げましたように、 先般の区長会の折にですね、全協でもお示しさせてもらった一連の説明資料を用いてで すね、一定の確認をさせていただいたところでございます。
- 議 長(岩佐哲也君) 3回目。
  - 8番(遠藤龍之君)はい。その辺の説明を先ほどから聞いて、聞いた上での質問ということになっているんですが、本来ならば、当然こうした人たちの大きな改革ですから、見直しですから、当然そうした人たちの声も参考にしながら、この改正に取り組むと、見直しに取り組む必要があったのではないかということの質問でしたが、今の答えでそれは必要ないと。一定の手続は取ったと。区長会等々、区長さんの意見等々をね、それを聞いて、そしてその結果をもってということなんですが、それはちょっと区長さん等々どうこうということなら、もしそういう手続ということであるならば、当然区長は、今度区長さんが、その老人会なら老人会等々あるわけですし、ないところは直接何名かピックアップして確認した上で、区長会、区長としての意見ということでね、ということになろうかと思うんですが、区長会でそういうお話をした際には、そういう経緯についても確認した中での意見の聴取だったのか。その辺、とりあえず確認します。
- 町 長 (齋藤俊夫君) はい。いろんな事業展開、変更に向けての対応があるかというふうに思います。先ほど来説明しているとおり、この資料を用いて、町の高齢化の状況なり、県南サミットを構成する4市9町の取扱状況なりですね、お話をさせてもらった中で、区長さん方も決して積極的に賛成ということにはならないんだろうというふうに思いますけれども、やはり少子高齢化という時代背景を……。
- 議 長(岩佐哲也君)町長、末端の声を直接聞いたのかという、あるいは区長会を通じてね、そう いう姿勢はどうだったのかという質問に対する回答をお願いします。

- 町 長(齋藤俊夫君)はい。いや、ですから基本的には、そこまではあれしていませんけれども、 区長さんとしての思いは、やむなしというふうなことなのかなというふうなことを、お 話をしたかったところでございます。
- 議 長(岩佐哲也君) 3回目なので、次にまた。また次回。(「今の、今の質問に対しては、そっちの制限はないからな」の声あり)ただ、ほかの人の質問、同じような質問が出る場合もありますのでね。もう一回、これで打切りではありませんので、もう一回。ほかの人の意見を聞く場も設けてほしい。(「それについてはあと、これについてはさっきのやっとは違いますからね」の声あり)一旦、また。
  - 9番(岩佐孝子君)はい。スケジュールの中では、説明が11月に始まり、議案提出が3月の予定だったはずです。この間、11月から説明は受けましたけれども、全協で1回受けました。あとは常任委員会でも説明があったようですけれども、きちっと理解をしていただいてからのものなのか、それが疑問です。

そして、この支給金額、年齢とかも、どれくらい、どんな中身で検討したのか。その 辺、再確認をさせてください。

町 長 (齋藤俊夫君) はい。まず、スケジュールにつきましてはですね、予算を伴う案件でございますので、その前に議会の皆様に一定の説明、理解をいただいて、条例改正を最初に対応し、また当初予算の編成に向けて具体の予算化というようなこと。さらに付け加えれば……。よろしゅうございますか。(「はい、いいですよ」の声あり)回答しているときにお話しされていると、また聞こえないという部分があろうかと思いますが、心配しましたが。

もう一つ補足をすればですね、先ほど課長からも出ましたように、各地区のほうで…… (「すみません、議長。検討したのかどうかだけの回答を願います。どれくらいの熟度か。熟度で」の声あり)

- 議 長(岩佐哲也君)町長、質問に対する回答。最初、結論から言って、それで説明は後でという 説明をして。
- 町 長(齋藤俊夫君)はい。まず前段の説明をして、次の説明に入るということでございますので。 (「はい、議長。9番」の声あり)
- 議 長(岩佐哲也君)今、話しているからちょっとお待ちください。(「回答中でございます」の 声あり)町長、回答から先、結論から先。後で状況説明をしていただくようにしてくだ さい。
- 町 長 (齋藤俊夫君) はい。私は2つの質問を頂戴しましたので、順々とお答えをしているつもり でございます。

そういうことで、スケジュールはじゃあ、そういうことでお話しさせていただいたということで、回数というか、検討の状況。これは25年の制度改正、これは当時、課長が班長だったんですか。(「はい、そうです」の声あり)課長が班長だったな。今の保健福祉課長が、この25年当時は担当の福祉班の班長もしていたというような部分もございますので、改正の経緯、経過も承知しておりますし、それに併せて周辺市町村の取扱状況も改めて情報収集した中でですね、周辺自治体とのバランス等も考慮させていただいたというところでございます。

9番(岩佐孝子君)はい。私はそういう意味じゃなくて、これをここまで提出するに当たって、 どれくらいの議論を、会議をし、どこまでしたのか。議会にはたしか、全協には説明は ありました。でも、そこで議論にもなっていませんよね。多分、常任委員会でも説明だけだったんではないかと思われるんですが、それで要所要所で、町長がよくおっしゃいます要所要所での確認、そしてご理解をいただいているということでの提出なんでしょうか。何回、どのような形での検討内容だったのか。その辺についてお尋ねします。検討内容をお願いします。

- 町 長 (齋藤俊夫君) はい。議員はそういうふうにおっしゃいますけれども、常任委員会なり、特に全協の場面でですね、この場は云々かんぬんというような話はよく出ますね。私どもは一定の議論も期待しているわけでございますけれども、この場は結論を出す場面でないというふうな発言があったりもしますし、あまり反応が少ないケースもあったりしますけれども、少なくても最低限そういう場面は一定程度クリアしながら、このほかの案件も含めて対応させていただいていると。もちろん議員の皆さんは、ある日、常任委員会、ある日、全協と言われても、それはすぐに全体をくまなくというわけにはいかないと思いますけれども、しかし大筋として執行部の考えをご理解いただければありがたいなというふうに思います。私のほうとしては、先ほど申しましたように、今の担当課長は以前担当班長もしていましたし、この制度については相当程度熟知しているというような中での資料の作成、説明対応というようなことで対応してきたつもりでございます。
- 議 長(岩佐哲也君)ここで、1時間過ぎましたので、換気のため暫時休憩とします。再開は11 時20分。孝子議員の再質問から、再質疑からスタートしたいと思います。11時20 分再開です。

午前11時10分 休 憩

午前11時20分 再 開

- 議長(岩佐哲也君)休憩前に続き会議を開きます。
- 議 長(岩佐哲也君) 9番岩佐孝子君の1件目の再質問からスタートしたいと思います。
  - 9番(岩佐孝子君)はい。ここまでに至る経緯、経過、そして検討経過をお尋ねしているので、 そのことについてのみ、ご回答願います。
- 町 長(齋藤俊夫君)はい。先ほどお答え申し上げましたようにですね、担当課長がこの制度に非常に精通しているというようなことも含めて、一定の検討はしておりますので、何回開催、何回検討したということでですね、いいという問題では私はないというふうに思いますので、あえて回数等については答弁を控えさせていただきたいというふうに思います。
  - 9番(岩佐孝子君)はい。それでは、その検討内容、どんな形での内容だったのか、どの辺まで 踏み込んだ検討だったのか。その辺お尋ねします。
- 議 長(岩佐哲也君)条例改正についての検討内容ということですね。
- 町 長 (齋藤俊夫君) はい。私どもとして、執行部としてはですね、敬老会事業を含めまして、一定の説明がつく程度のものを常に準備しなくちゃないというふうに思っております。この敬老事業については、先ほど来から、全協でも資料でもってご説明申し上げたというふうにお話ししているとおりですね、基金の現在高なり、見通しなり、あるいはこの町の将来の5歳階級別人口推移がどうなるのか、あるいは祝い金事業をどういうふうに捉

えるのか、併せてこれは敬老会事業とも結ぶ、関連する案件でもございますので、敬老会事業、これも周辺の自治体の状況、あるいは祝い金についてはどういう対象年齢等々ですね、先ほど来からずうっと私はお話を申し上げてきているつもりでございますけれども、議員にも資料はおあげしてますのでですね、できればここの中でそういう説明の趣旨内容をご理解いただければありがたいなと。決して我が町だけがですね、この先行する中身でもございませんので、近隣とのバランス等にも留意してというふうな、そういういわばその事業、制度ごとの必要な精査検討を一定程度深めながらというようなことでございます。

- 議 長(岩佐哲也君) 3回目になります。
  - 9番(岩佐孝子君)はい。検討内容なんですが、検討内容をどのくらいどんな形で検討したのか、 その内容を聞いているんですが、回答になっていないんです。回答ください。
- 町 長 (齋藤俊夫君) はい。先ほど来からずうっと同じ話をしております。それが回答の内容でございます。議員皆様が分からないというのであれば、また別でございますよ。
  - 9番(岩佐孝子君)はい。77歳をゼロにしたという、そういうふうな経緯、隣接市町村とのバランス。多分、25年度に77歳で5,000円を支給すると、皆さんにおあげするというふうになったときに、これはっていうふうに大手を振ってなされたことだと思います。今度はそれをなくしてしまうわけですから、隣接市町村でやっていないことをやってきたわけですよね。今回、それを外すということであれば、なぜ外すのか。枯渇だけでの理由では、私はできないと思います。そういうことからして、そういうふうなことまでもきちっと検討したのかどうか、その検討内容を確認しているんです。ご回答ください。
- 議 長(岩佐哲也君) 77歳のを、前の対象にしたのを今回外した、その経緯、説明ということな んで、それに対する回答をお願いします。
- 町 長(齋藤俊夫君)はい。今までいろいろとお話ししてきました。これ以上説明しても理解を期待するのは、私は無理だと思いますので、見解の相違というふうなことで捉えていただきたいというふうに思います。
  - 9番(岩佐孝子君)はい。ということは、検討はしていなかったというふうに私は受け取らざるを得ないんですけれども、なぜなのか、それさえも説明できないんですか。ここをといって、何でなくなる、何で支給がなくなったんですかって町民の方々から聞かれたとしても、それを私は説明できないです。だからそれを払拭するためにも、ぜひご回答願いたいということで、その内容、吟味内容を、会議内容を確認させていただいているんですけれども、それでも私の質問が悪いということですか。理解できない私が悪いということですか。町民の方々にはどのように説明したらいいのか、私には理解できません。私は町民の方々に説明はできないので、説明できるような形できちっと示していただきたいと思います。
- 議 長(岩佐哲也君)町長、見解の相違は分かるんですが、理由ですね。こういうふうにした理由 はなぜなのかということで、その辺の説明を。
- 町 長 (齋藤俊夫君) はい、議長。私は、先ほど来から、議員本人も含め、そのほかの議員の方た ちに対してもいろいろと説明を申し上げてきたところでございますので、そういう説明 の中で一定のご理解を得ませんと、これ以上の説明は、私は不要だというふうに思って おります、はい。

- 議 長(岩佐哲也君) 3回過ぎましたので、ほかの議員、何か質問ありませんか。質疑。 (不規則 発言あり、「そうそう。まあ、今いい。後で」の声あり)
  - 8番(遠藤龍之君)はい。私も先ほど質問を閉ざされた、何というか……。まあいい。 同じ質問を改めて、中途半端で終わったので確認します。対象者となるご老人の方、 お年寄りの方々の声は聞いたのかどうか。
- 町 長 (齋藤俊夫君) はい。先ほどお答えしたとおりでございます。(「改めて聞いているんだから答えさせてください」の声あり)
- 議 長(岩佐哲也君) 先ほどの回答をもう一度繰り返して、町長、お願いいたします。結論。先ほ どの回答。(「答弁拒否かということ」「いや」の声あり)

再度質問を確認しますけれども、敬老者の直接の声をどのように聞いたのかと、聞いたのか、聞かなかったのかということの質問だと思うんですが、これはどんなふうな形か。先ほどは、区長会を通じて意見集約したというような回答だったんですが、その先の住民の、敬老者の住民の声はどの程度聞いたのかと。聞かなかったのか、聞いたのかという、先ほどの話だと敬老会を通じてということで、直接のものは聞かなったというふうに解釈していいのかどうかも含めて回答願います。そういうことなのかどうかという確認です、すみません。

- 町 長(齋藤俊夫君)はい。議長が今お話ししていただいたような趣旨で、私はお答えをしたつもりでございます。(「違う、本人から、そんな失礼な話ねえべ。議長、ちゃんと……。」の 声あり)
- 議 長(岩佐哲也君)町長、直接は聞かなかったというふうに捉えていいのかどうかも含めて、も う一回、その辺だけは確認で、返答、回答願いたいと思います。
- 町 長 (齋藤俊夫君) はい。ぜひお互いにですね、効率的な議会運営をですね、すべきだと思いますので、どうぞ質問されたことに対する受け止め方はしっかりお互いにしながら進めてまいりたいものだというふうに思います。

先ほどお答えしたのは、直接的には意向把握は、機会は設けておりませんけれども、 区長会の中で、資料説明でお話をさせていただいたというふうに端的にお答えしたはず でございます。

8番(遠藤龍之君)はい。先ほど私も、今の質問を繰り返す、再開するに当たって、私の質問が 一旦閉じられたということで、改めて確認するということを、わざわざそういうことを 言ってお願いしているんですよ。という中でそういう態度というのは、非常に(「おかし い」の声あり)うん、ということです。(「静粛に願います」の声あり)

それでは、なぜしなかったのか、伺います。

- 町 長 (齋藤俊夫君) はい。そこまでの必要性はないというふうに判断したからでございます。
  - 8番(遠藤龍之君)はい。非常に明快なお答えをいただきました。お年寄りのことを全く考えていないということなんですね。他自治体のことは考えるし、直接重要な方たちの声は聞かない、その必要はないという非常に明快な答えをいただきました。本当に悲しい話ですね。

何でこれまでの話をいろいろ言ったかというと、お年寄りはこれまで本当にそういうことで喜んでいた姿を私は毎年見てきたもんだから、それをだんだん縮小して、今回はもうそれを閉じるということ、大きなこの制度の見直しをするときに、本当にそこの主人公である、対象者であるお年寄りの声を聞かないで決めてしまったということでは、

もう本当に残念だということを言って、もうこれ以上の、明快な答えをいただきました から、町長の姿勢は、高齢者に対する施策に向けた町長の姿勢というものは、十分分か ったということで、終わります。

議長(岩佐哲也君)ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- 議 長(岩佐哲也君)これで質疑を終わります。
- 議長(岩佐哲也君)これから討論を行います。 計論はありませんか。

9番岩佐孝子君の討論を認めます。反対討論から始めたいと思います。反対討論ですね。(「反対討論を行います」の声あり)では、登壇願います。

9番(岩佐孝子君)はい。ただいま条例、上程されている敬老祝い金について、反対討論いたします。

今回提示されているこの条例については、支給対象年齢、そして支給額等の削減等に よるものは、再度検討すべきであると思います。まだ検討が十分にされていない、そう いうふうなことからでございます。

そしてまた、長寿社会対策基金の枯渇が予想されるということでの理由ではありましたけれども、平成25年、77歳の方々に5,000円ずつを支給するというふうなことで枠組みも拡大してきました。これは高齢者の方々への感謝の気持ちがというふうなことからだったと思います。しかし、今回これを削減し、年齢も88歳、99歳、そして100歳の方々、今まで26万5,000円支給されていたものが、それが14万円足らず、今まで高齢者の方々が地域に貢献してきたのは何だったんでしょう。高齢者の方々を敬愛し、長寿を町民全体で祝う敬老の日、この日にちなんで支給されてきた祝い金です。高齢者サービス低下になります。

そういうことから、私は反対をするものです。

議 長(岩佐哲也君)次に本案に賛成者の発言を許します。—— 賛成者、ありませんか。 5番渡邊千恵美君、登壇願います。

5番(渡邊千恵美君)はい。5番渡邊千恵美です。

本議会に、議案に対し、賛成の立場から討論いたします。

本議案の条例一部改正については、敬老祝い金の持続性を保つため、県内自治体の実情や、特に隣接町の実態、さらには高齢者人口の増加により迫る諸課題を踏まえた内容と受け止めました。町長におきましても、苦渋の決断であったとお察しいたします。区長会のご意見を踏まえたものとも理解しており、各行政区の敬老会に対する支援、そして高齢者自主事業の後押しも継続配慮すると伺いました。

よって、本議案に賛成といたします。

議 長(岩佐哲也君)続きまして、反対者の討論ありませんか。—— 反対者の意見の討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長(岩佐哲也君)なければ、次に賛成者の意見、討論ありませんか。

6番髙橋眞理子君。

6番(髙橋眞理子君)はい。私は、この議案には賛成するものです。理由を述べさせていただき ます。

まず、本町の長寿社会基金の残高が減ってきていることが挙げられました。これに対して、本町の長寿高齢化が進み、受給対象者の増加は明らかで、加えて今後4年のうちに基金の枯渇も明らかになったことが示されました。これは大変問題と言わざるを得ません。そういう観点から、今回の見直しがやむを得ないものと思われます。

県南の各自治体の例を見ても、近年、同様に見直されたことが分かります。今後、町においては各行政区の敬老事業の助成を要請し、そして原案には賛成するものであります。

- 議長(岩佐哲也君)ほかに討論希望の方ありますか。(「議長、8番」の声あり)賛成、反対、 どちら。(「反対です」の声あり)反対の立場で、8番遠藤龍之君。
  - 8番(遠藤龍之君)はい。私は、敬老事業見直しについて、ただいま提案されております議案 6 6号山元町敬老祝い金及び特別敬老祝い金支給条例の一部を改正する条例に対し、反対 の立場から討論を行うつもりであります。

私は、この見直しについて、この間、今日ですね主に、資料に基づいて説明を受けた わけでありますが、先ほど反対討論の議員もおっしゃっておりました、まだ検討が十分 ではないのではないかというところを、私もそのような思いをしているところでありま す。

これ全体、敬老祝い事業についても、その見直しを求められている内容のものとなっているということから考えると、敬老祝い金の事業そのものについてはですね、その背景等々、いろいろ考え方があろうかと思います。そして十分理解できるところもあります。

あわせて、敬老会の事業についてでありますが、この件につきましての回答は、まさに不十分であるというよりも、不十分ですね。当然私は祝い金事業の対象となるお年寄りの方々の声が十分反映された中での改正なのかといったときに、その確認では、そういう作業は行っていないと。逆に、それこそその確認をした上で、理解を求めて、この改正事業に取り組むというのが自然ではないのか。まさに高齢者福祉対策の町の姿勢につながるのではないか。お年寄りを大切にする、全ての町民を大切にしなければならないことではありますが、そういう中で何もそういったことはしなかったと明確なる対応、そしてそういう声が生かされていないという、この体制の内容については、私は先ほど来、重なりますが、やはりまだその辺の検討が十分ではないということを主な理由として、反対をするものであります。

議 長(岩佐哲也君) ただいま反対討論 2人、賛成討論 2人ありましたが、ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- 議 長(岩佐哲也君)これで討論を終わります。
- 議 長(岩佐哲也君) これから議案第66号山元町敬老祝金及び特別敬老祝金支給条例の一部を改 正する条例を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

[賛成者起立]

議長(岩佐哲也君)結構です。起立多数であります。

議案第66号は原案のとおり可決されました。

議長(岩佐哲也君)続きまして、日程第7.議案第67号を議題とします。

本案について説明を求めます。

農林水産課長(佐藤和典君)はい、議長。それでは議案第67号令和2年度 漁機請1号 磯浜漁港北防砂堤Ⅱ補修工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。

議案の概要につきまして、お手元に配布されております第4回定例会配布資料No.4を ご用意願います。

初めに、提案理由でございますが、磯浜漁港北防砂堤 II 補修工事請負契約の締結に当たり、地方自治法の規定により議会の議決を要するもので、提案するものでございます。 以下、内容についてご説明申し上げます。

まず1点目、契約の目的、工事の名称でございますが、こちらは記載のとおりとなってございます。

2の契約の方法につきましては、条件付一般競争入札に付しております。

3、契約金額でありますが、一つ金、9,493万円、こちらは消費税を含む金額となっており、落札率は99.97パーセントとなっております。

4番の契約の相手方でございますが、仙台市青葉区に支店を持ちます東洋建設株式会 社東北支店でございます。

裏面のほうに入札執行調書を添付してございますが、1者による入札となっております。

次に、工事の場所でございますが、山元町磯地内磯浜漁港内の施設となります。

工事の概要でございますが、鉄筋コンクリート被覆工54.1立米、電気防食工30年型2.5アンペアを4個、3アンペアを23個、3.5アンペアを4個設置するもので、加えましてペトロラタム被覆工230.4平方メートルを施工するものでございます。

次ページの図面のほうをご覧いただきたいと思います。

図面の左上になりますが、位置図となります。赤線で表示しております箇所が北防砂 場Ⅱとなりまして、今回の施工場所につきましては先端部の太線、太い部分になる箇所 になります。

次に、下段になりますが、正面図をご覧いただきたいと思います。こちらのほうにつきましては、北防砂堤Ⅱを漁港の外側から漁港内のほうに向けて見た図面となります。この中で、凡例にございますが、青線で囲まれた部分につきまして、1期工事を予定しておりました箇所となります。上段の平面図にも表示しておりますが、先端部を巻き込むように海面下1メートルから地盤までの間に鉄筋コンクリート被覆工を施工するものであります。

次に、2期工事場所として、正面図右側の緑線で表示されている箇所になりますが、 上段の平面図のところでは番号のほうにピンクで表示されている箇所になります。港の 外側、あと内側の海面下の1.5メートルの深度のところにアルミニウム合金製の電極 板を取り付ける電気防食工を施工するとともに、オレンジ色で表示されております箇所、海面下1メートルから北防砂堤Ⅱの上部の構造物の塊になりますが、鋼板矢板とコンクリートのつなぎ目までの間のところになるわけなんですが、こちらのほうに全周囲にわたりまして撥水、電気絶縁性等の特徴を持つ石油ワックス系の薬剤を塗布するものとなっております。塗布するものが、ペトロラタム被覆工となってございます。

また、平面図の港湾側のほうにせん孔部3か所ほどありますが、こちらのほうについては強度等を考えまして、鋼鈑による穴塞ぎをするものでございます。

1枚目のほうにお戻りいただきたいと思います。

7の工期でございますが、議決された日の翌日から令和3年3月26日までとなります。

なおですね、この本工事発注に当たりましては、11月18日に開催されました全員協議会のほうでご説明させていただいておりますとおり、繰越明許の手続をしている1期工事では2度の入札不調となっておりまして、施工業者を確保することがなかなか難しい状況でございました。本事業につきましては、補助事業ということもありまして、工期の確保が厳しい状況であるものの、同施設、複数の開口部分や腐食が発見されておりまして、構造的にも不安定だというようなこともあることから、早期の対策が必要と考え、このたび3回目の入札を実施したところでございます。

今回の入札執行に当たりましては、前2回の入札辞退の主な理由でありました事業規模が小さいというような声を参考にいたしまして、本年度当初予算に計上しておりました2期工事分、これが交付決定を受けたことから、1期工事と合算しまして、事業規模の増嵩に努めたところでございます。

また、発注方法におきましても、参加業者の門戸を広げるということから、条件付一般競争入札とするとともにですね、早期に業者を確保するという必要があることなどからですね、事前に山元町契約業者指名委員会において、特例的に1者のみの場合でも入札を実施することにつきまして承認を得ているところでございます。

以上で議案第67号の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- 議長(岩佐哲也君)質疑なしと認めます。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- 議長(岩佐哲也君)討論なしと認めます。
- 議 長(岩佐哲也君) これから、議案第67号令和2年度 漁機請1号 磯浜漁港北防砂堤Ⅱ補修 工事請負契約の締結についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議 長(岩佐哲也君)異議なしと認めます。

議 長(岩佐哲也君)続きまして、日程第8.議案第68号を議題とします。

本案について説明を求めます。

東部地区基盤整備推進室長(菅原健志君)はい、議長。それでは、議案第68号字の区域の画定に ついて(山元北部地区)のご説明をさせていただきます。

配布資料のNo.5 に基づいてご説明しますので、お手元にご用意のほうをお願いいたします。

初めに、提案理由についてですが、県営農山漁村地域復興基盤総合整備事業(山元北部地区)において、圃場の大区画化や導水路の統廃合が行われ、新たな区画に合わせて同地区内の字の区域を確定するため、地方自治法の規定により議会の議決を要するので提案するものでございます。

下の表にて説明させていただきたいと思います。

- 1番目、対象箇所については記載のとおりでございます。
- 2番目、施工者については記載のとおりでございます。
- 3番目、施行面積については144.2~クタールと。これにつきましては、農地の ほかに導水路面積が入った面積ということになっております。権利者数、対象権利者数 については349名ということになっております。
- 4番目、新たに字の区画を確定する区域についてご説明いたします。概要の最後のページですね、位置図がございますのでご覧ください。

位置につきましては、上側ですね、北側と東側の一部が亘理町との境ということになっております。あと、下側ですね、南側のほうが山元インターということで、この赤く着色された区域が山元北部地区ということになっております。

続きまして、前ページのほうに字界図と新旧対照表が、併せてご覧ください。字界図の青囲み、黄色囲み、緑囲み、これがですね、事業区域というふうになっております。その字界図の青囲みについてですが、黒文字が旧の字というふうになっております。赤書きが今回の新たな新字というふうになっております。山元北部地区については、現在の大字を生かしつつ、小字を統合しており、この青の囲みの名称につきましては、八手庭字北上新田としております。次ですね、その下の黄色い囲みになりますが、名称につきましては大字を生かしまして大平字北中新田としております。最後ですね、一番下の緑の囲みについてですが、名称につきましては、山寺字北下新田としております。

なお、今回の区域については、先ほども話したとおり、農地と導水路のみということでございますので、町内部の関係部署で協議の上、素案を作成し、地元の代表で構成されております、換地委員会も入っておりますが、全体委員会で承認をいただいております。

また、概要のほうですね、お戻りください。

次に、5番目の実施予定年月につきましては、令和3年9月でございます。これにつきましては、換地処分公告の翌日からということで、効力が発生する運びとなっております。

次に、6番目、選定経過についてでございます。

1つ目、令和元年7月から、昨年の7月から令和2年2月まで、素案の検討を行って

おります。令和2年の2月25日に町のほうで素案の決定をしております。今年の7月20日、地元のですね、組織されます山元北部地区の全体委員会で承認をされております。

次に、7番目、その他でございます。その他については記載のとおりでございます。 以上で、議案第68号のご説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

- - 10番阿部 均君。
- 10番 (阿部 均君) はい。ただいまですね、この字界の関係の説明をいただきました。この図面ですね、配布されております図面の中で、地区外とあります。その部分については、旧字名を使うのかどうか、確認したいと思います。
- 東部地区基盤整備推進室長(菅原健志君)はい、議長。ただいまのご質問にお答えいたします。 今回の地区外については、旧字名というふうになっております。以上です。
- 10番 (阿部 均君) はい。この字界名の変更というのは、これ大変なことでございます。この地 区外として、当然これは宅地か何かなのかなという理解はするのですが、この字界ね、 この際きちっと、地区外ということではなくって、この新しい字でやればですね、未来 永劫この部分の字の字名についてはずっとそのまんま残るというようなことになります んで、その辺は対応は不可能だったんでしょうか。
- 東部地区基盤整備推進室長(菅原健志君)はい、議長。ただいまのご質問にお答えいたします。 地区外については、これですね、鉄塔用地並びに、あと個人的な関係での地区外、あ とですね、共有地なり、相続の関係で整理のつかないものが今回の地区外。あと、ちょ っと高速道路もございますが、そういったものが地区外というふうになっております。 今回の事業区域からですね、今回外れておりますので、山元北部地区としましては、 今、今日提案させていただいている内容で進めさせていただきたいというふうに考えて おります。以上です。
- 10番 (阿部 均君) はい。今回の事業の中での字界変更ですので、なかなか経費といいますか、 事務的経費はかかっても、経費が発生しないというふうな認識なんですが、そういうふ うな部分で、やっぱり全て北上新田とか、新しい字界名に統一、法的に無理だったのか、 その辺だけ確認したいと思います。
- 東部地区基盤整備推進室長(菅原健志君)はい、議長。お答えいたします。

法的にはですね、一応事業上、難しいということでございます。以上です。

議長(岩佐哲也君)ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議 長(岩佐哲也君)これで質疑を終わります。
- 議長(岩佐哲也君)これから討論を行います。 討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- 議長(岩佐哲也君)討論なしと認めます。
- 議 長(岩佐哲也君)これから、議案第68号字の区域の画定について(山元北部地区)を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長(岩佐哲也君)異議なしと認めます。

議案第68号は原案のとおり可決されました。

議 長(岩佐哲也君) ここで暫時休憩とします。再開は13時30分、1時半再開でございます。 午後0時00分 休 憩

## 午後1時30分 再 開

- 議長(岩佐哲也君)休憩前に引き続き会議を開きます。
- 議長(岩佐哲也君)初めに、日程第3.承認第11号の審議において、遠藤龍之議員の質疑における発言内容のうち、質疑の趣旨、内容に、直接今回の質疑とは関係しない部分、発言の一部については、地方自治法第129条の規定に基づき取り消しを命令します。
- 議 長(岩佐哲也君)日程第9.議案第69号を議題とします。

本案について説明を求めます。

東部地区基盤整備推進室長(菅原健志君)はい、議長。それでは議案第69号字の区域の画定について(磯地区)についてのご説明をさせていただきます。

配布資料No.6に基づいてご説明しますので、お手元にご用意願います。

初めに、提案理由についてですが、県営農山漁村地域復興基盤総合整備事業(磯地区)において、圃場の大区画や導水路の統廃合が行われ、新たな区画に合わせて同地区内の字の区域を確定するため、地方自治法の規定により議会の議決を要するので提案するものでございます。

下の表に基づいてご説明いたします。

- 1、対象箇所については記載のとおりでございます。
- 2、施工者についても記載のとおりでございます。

施行面積については、55.1~クタールでございます。これにつきましては、農地のほか導水路が入った面積でございます。対象権利者につきましては108名でございます。

4番目、新たに字の区画を確定する区域についてご説明いたします。概要の一番後ろの位置図をご覧ください。ちょっと横になっておりますので、すみません、お願いいたします。

場所につきましては、下の分ですね、南側の部分が福島県との県境になっておりまして、あと磯浜漁港の西側でこの赤く着色された部分が今回の箇所というふうになっております。

続きまして、前のページの字界図と、あと新旧対照表を併せてご覧ください。

字界図の赤色の囲みについてですが、黒文字につきましては先ほど同様旧字というふうになっております。赤が今回の新しい新字というふうになっております。ここにつきましては、現在の大字を生かしつつ、事業を実施した区域、この赤く実施した区域が今

回の圃場整備区域でございます。区域を考慮し、小字を統合しており、名称につきましては坂元字磯西新田としております。

なお、今回の区域についても、先ほどお話ししたとおり農地と導水路のみであることから、町内部の関係部署で協議の上、素案を作成し、地元の代表で構成されております、 換地委員も含んでおりますが、全体委員会の中で承認をいただいております。

概要のほうにお戻り願います。

次に、5番目、実施予定年月日でございますが、令和3年9月でございます。この月 につきましては、換地処分公告の翌日から効力が発生する運びとなっております。

次に、6の選定経過については、令和元年7月から令和2年2月まで素案の検討をしており、同年の2月25日に町のほうで決定しております。今年の9月17日に磯地区の全体委員会において承認をされております。

次に、7番目のその他については記載のとおりでございます。

以上で議案第69号のご説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

議 長(岩佐哲也君)これから質疑を行います。―― 質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議 長(岩佐哲也君)質疑なしと認めます。

議長(岩佐哲也君)これから討論を行います。 一 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(岩佐哲也君)討論なしと認めます。

議 長(岩佐哲也君) これから、議案第69号字の区域の画定について(磯地区)を採決します。 お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長(岩佐哲也君)異議なしと認めます。

議案第69号は原案のとおり可決されました。

議長(岩佐哲也君)続きまして、日程第10.議案第70号を議題とします。

本案について説明を求めます。

企画財政課長(齋藤 淳君)はい、議長。それでは議案第70号令和2年度山元町一般会計補正予 算(第5号)についてご説明いたします。

まず、今回の補正の規模でございますが、歳入歳出それぞれ2億3,685万9,00円を追加いたしまして、総額を142億3,014万6,000円とするものでございます。また、歳入歳出予算の補正と併せまして債務負担行為及び地方債の補正も行っております。

それでは、歳出予算のほうからご説明をさせていただきます。議案書11ページをお 開きください。

まず初めに、人件費につきましてご説明いたします。第1款議会費以下、第10款教育費までの各款におきまして、職員の給料、手当などの補正を行っております。こちら

につきましては、7級制によるほか、人事異動に伴う各款調整や特別会計への繰出金の 増額が理由となっておりますので、詳細につきましては説明を省略させていただきます。 続きまして、人件費以外の主なものについて順次ご説明させていただきます。

初めに、第2款総務費第1項総務管理費でございます。第18目防犯対策費につきましては3,000円を計上しております。こちらにつきましては、行政区への防犯灯設置補助金が当初想定よりも増える見込みであることから増額するものでございます。

続きまして、第20目定住促進対策費につきましては、4,998万4,000円を 計上しております。こちらにつきましては、新婚、子育て世帯を中心に、町内において 新たに住宅取得を行おうとする方に対する定住促進支援補助金について、当初想定より も申請が多く見込まれることから増額するものでございます。

議案書は12ページをご覧願います。

同じく第2款総務費第2項徴税費第2目賦課徴収費でございます。こちらにつきましては、323万4,000円を計上しております。平成30年度税制改正により、既存システムの改修が必要になったことから増額するものでございます。

次に、第3款民生費第2項児童福祉費でございます。第1目児童福祉総務費につきましては、543万3,000円を計上しております。こちらにつきましては、令和元年度子育てのための施設等利用給付交付金の交付金額が確定したことに伴い、国及び県に返還する542万3,000円と、議案書は13ページでございますが、子育て関係の指定寄附金1万円を基金に積み立てるものでございます。

議案書は引き続き13ページでございます。

第5目学童保育施設費につきましては、119万1,000円を計上しております。 こちらにつきましては、令和元年度子ども・子育て支援交付金の交付金額が確定したこ とに伴い、国及び県に返還するものでございます。

第6目児童館費につきましては、県からの支出金である、被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業費補助金の交付金額が確定したことに伴う財源内訳の変更でございます。

第4款衛生費第1項保健衛生費第2目予防費でございます。こちらにつきましては、新型コロナウイルスのワクチンを接種するための体制確保のための消耗品の購入経費等のほか、議案書は14ページでございますが、ワクチン接種のための管理システムの改修やクーポン作成業務委託料として879万1,000円を計上しております。財源は全額国庫支出金でございます。

同じく、議案書14ページ、第4款衛生費第1項保健衛生費第9目上水道管理費でございます。こちらにつきましては、児童手当に要する経費確定により減額するものでございます。

次に、第6款農林水産業費第1項農業費でございます。第1目農業委員会費につきましては、21万1,000円を計上しております。こちらにつきましては、来年1月28日で現在の農業委員及び農地利用最適化推進委員が任期満了になるのに伴い、新しい委員のテキストや作業着等を購入するための経費でございます。

第3目農業振興費につきましては、89万9,000円を計上しております。こちらにつきましては、猿による農作物被害の軽減を図るための捕獲用箱わなを導入するための経費と、町内において新たに営農を開始する青年就農者に対し、就農直後の経営確立

を支援する資金について増額するものでございます。農作物有害鳥獣対策事業の一部の 財源は、農業振興に対する指定寄附金を充てており、農業次世代人材投資事業費補助金 の財源は全額県支出金となっております。

第5目農地費につきましては、775万円を計上しております。こちらにつきましては、井戸ポンプの故障に伴う改修経費と、9月の大雨により被災した排水路の破損箇所復旧費及び体積土砂しゅんせつ費についての町負担金を増額するものでございます。

議案書15ページをご覧願います。

同じく第6款農林水産業費第2項林業費第2目林業振興費でございますが、84万3,000円を計上しております。こちらにつきましては、町内森林所有者が取り組む公益性の高い森林整備事業に対して、県と共に補助するものでございます。

同じく第6款農林水産業費第3項水産業費でございます。第1目漁業振興費につきましては、100万円を計上しております。こちらにつきましては、漁業者の能力軽減と作業の効率化を目的としてフォークリフトを導入するための経費の一部を補助するものでございます。

第3目漁港施設復興推進費につきましては、6,500万円を計上しております。こちらにつきましては、漁港施設の効率的な維持管理を図るため、磯浜漁港の東防波堤補修工事と物揚げ場補修工事を実施するための経費を増額するものでございます。財源は一部を除き県支出金と地方債でございます。

議案書16ページをご覧願います。

第8款土木費第2項道路橋梁費第3目道路橋梁復興推進費でございますが、測量設計管理業務委託料や物件補償費の減額と工事請負費の増額による予算の組替えに伴い、3,817万4,000円を減額しております。

同じく第8款土木費第5項下水道費第1目下水道管理費でございますが、児童手当に要する経費等の確定に伴い、36万2,000円を減額しております。

次に、第9款消防費第1項消防費第4目災害対策費でございますが、1万9,000 円を計上しております。こちらにつきましては、宮城県総合防災情報システムが新システムに移行することに伴い、新システムに対応するパソコンを借り上げるための経費でございます。

次に、第10款教育費第1項教育総務費でございます。第3目教育指導費につきましては、34万5, 000円を計上しております。こちらにつきましては、コロナ感染症の影響により未定となっていた新ALTの着任日が決定したことによる給料やアパート借り上げに関する経費を増額するものでございます。

議案書17ページをご覧願います。

第10款教育費第2項小学校費及び第3項中学校費でございますが、国からの学校保健特別対策事業費補助金が交付されたことによる財源内訳の変更でございます。

第5項社会教育費でございます。第1目社会教育総務費でございますが、このうち委託料として49万5,000円を計上しております。こちらにつきましては、コロナ禍において成人式を実施するに当たり、当日会場に来られない方を対象に動画配信を提供するものでございます。

第10目震災遺構中浜小学校管理費につきましては、93万3,000円を計上して おります。語り部ガイドの報奨金が不足することによるものと、議案書は18ページで ございますが、教育旅行や研修旅行の誘致を行うことを目的とする震災遺構中浜小学校 の広報用映像の作成経費、コロナ感染症予防のためのサーマルカメラ購入経費等を増額 するものでございます。財源については、一部指定寄附金がございます。

次に、第6項保健体育費でございます。第3目体育施設費でございますが、町民グラウンド拡張改修工事について、スポーツ振興くじ助成金を申請していたところ認められ、 交付されましたので、財源内訳を変更するものでございます。

第4目学校給食費につきましては、355万4,000円を計上しております。こちらにつきましては、学校給食費の口座振替に必要なデータ作成等のためのシステム導入に必要な経費でございます。

次に、第11款災害復旧費第1項公共土木施設災害復旧費でございます。第1目公共 土木施設単独災害復旧費及び第2目公共土木施設補助災害復旧費につきましては、9月 12日の大雨により被災した公共土木施設の復旧を行うためのものでございます。財源 は、一部を除き、国庫支出金と地方債でございます。

議案書19ページをご覧願います。

第11款災害復旧費第2項農林水産業施設災害復旧費第1目農業用施設単独災害復旧費でございますが、9月12日の大雨により被災した農業用施設の復旧を行うためのものでございます。財源は一部地方債でございます。

以上が、歳出予算の主な内容でございます。

続きまして、歳入予算につきまして主なものをご説明いたします。議案書8ページを お開き願います。

まず、13款分担金及び負担金でございます。同じページにあります第16款県支出金第2項県補助金における子育てイベントの開催や保育料等減免事業に対する補助金の受入れに伴う保育料の減額でございます。

次に、第15款国庫支出金第1項国庫負担金でございます。こちらにつきましては、 補助災害復旧費における国負担分を受け入れるものでございます。

次に、同じく第15款国庫支出金第2項国庫補助金でございます。第2目民生費国庫補助金につきましては、システム改修における国補助金を受け入れるものでございます。

第3目衛生費国庫補助金につきましては、歳出予算でもご説明した新型コロナウイル スワクチンの接種体制確保事業費に関する補助金を受け入れるものでございます。

第4目土木費国庫補助金につきましては、国からの交付決定による事業費の変更や大平牛橋線について、社会資本整備総合交付金から道路交通安全施設等整備事業費補助金に振り替えたこと等による減額でございます。

第5目教育費国庫補助金につきましては、歳出予算でご説明したとおりの内容でございます。

議案書は8ページから9ページにかけてでございますが、第16款県支出金第2項県補助金でございます。こちらにつきましても、先ほど歳入及び歳出予算でご説明したとおりの内容でございます。

議案書9ページ、第18款寄附金でございます。こちらにつきましては、歳出予算で ご説明いたしましたそれぞれの指定のありました寄附金でございます。

次に、第19款繰入金でございます。こちらにつきましては、まず財政調整基金繰入 金になりますが、1億3,923万2,000円を増額しております。災害復旧事業に 要する経費や財源調整の結果、財政調整基金の取り崩しを増額するものでございます。 また、森林環境整備基金繰入金につきましては、森林整備事業に対する補助のため84 万3,000円を増額しております。

次に、第21款諸収入でございます。第1目雑入につきましては、歳出予算でもご説明いたしました町民グラウンド拡張改修工事に対するスポーツ振興くじ助成金でございます。

第3目過年度収入につきましては、令和元年度の児童手当交付金の実績確定に伴う国からの追加交付でございます。

議案書10ページをお開き願います。

第22款町債でございます。こちらにつきましては、次の地方債の補正でご説明いた しますので、省略させていただきます。

以上が、歳入予算の主な内容でございます。

次に、債務負担行為の補正につきまして、ご説明させていただきます。議案書4ページをお開き願います。

今回、債務負担行為といたしまして、11事業を計上しておりますが、複数年にわたって事業を実施するもののほか、来年度当初から事業を実施するに当たり契約行為を行う必要があることから、債務負担行為を追加するものでございます。

主なものについてご説明いたします。

宿日直業務に要する経費につきましては、役場本庁舎及び坂元支所の業務を円滑に推進するため、複数年契約により業務の効率を図るため、宿日直業務委託に要する経費について債務負担行為を設定するもの。

次に、給与計算システム改修に要する経費については、職員管理を行う履歴システム について、機能追加を行い、事務効率化を図るための改修に要する経費について債務負 担行為を設定するもの。

次に、戸籍電算システム賃借料に要する経費については、令和3年度当初から戸籍電 算システムを稼働させるためのシステム賃借に要する経費について債務負担行為を設定 するもの。

次に、地域子育て支援拠点運営支援事業に要する経費については、子育て中の親子を対象として平成28年度から継続して実施している事業について、年度当初から継続して実施する必要があることから債務負担行為の設定をするものでございます。

最後に、議案書5ページをご覧願います。

地方債の補正でございます。

過疎対策事業債については、事業の実績見込みに伴う組替えや国の補助金の交付決定額が確定したことに伴い限度額を変更しているものでございます。

次に、公共土木施設単独災害復旧事業債、公共土木施設補助災害復旧事業債、農林水産業施設単独災害復旧事業債につきましては、9月12日の大雨により被災した施設の復旧に要する財源として限度額を変更しているものでございます。いずれも記載の方法、利率や償還の方法につきましては、変更はございません。

以上が、今回の第5号補正予算案の内容でございます。よろしくお願い申し上げます。

9番岩佐孝子君。

9番(岩佐孝子君)はい。款項目、総務費2款1項1目、1目じゃないんです、ごめんなさい。2 0、定住促進対策費のうちの移住・定住支援。非常にね、4,900万、約5,000 万の補助なんですが、これは何件を見込んでいるのか。その辺についてご回答願います。 子育て定住推進課長(青田 浩君)はい、議長。お答えいたします。

当初の予算ではですね、件数としては、当初は74件という件数で予算は措置しておりました。中身はですね、新築住宅の取得とか、中古住宅の取得とかということで区分されております。その中でも金額が高い新規の住宅取得、新規の住宅取得について、当初では28件ですね、当初では28件予定しておりましたが、こちらが見込み、今現在相談とか受け付けている中で、見込みとしては47件ぐらいに伸びるだろうと、プラス19件ぐらい伸びるだろうということで、そういったものを勘案して計算しまして、総額4、998万4、000円というような増額の補正としているものでございます。

議長(岩佐哲也君)そのほか質疑はありませんか。

- 8番(遠藤龍之君)はい。 4ページの債務負担行為補正についてなんですが、このうちコロナが 継続というような内容のものかなというふうな受け止めはあるんですが、下の文化財収 蔵庫機械警備業務委託に要する経費というのを、ちょっと先ほどの説明にあったかどう かちょっと頭に記憶にないということで、改めて確認したいと思います。この辺の事業 内容、業務委託の業務の内容等含めて、この契約の中身についてお伺いいたします。
- 生涯学習課長(佐山 学君)はい、議長。事業担当課ということで、私のほうから説明いたします。 収蔵庫の完成に伴いまして、来年度の夏から、夏前後から、出土遺物、震災の復興事業に伴って出土したもの、特に金属製品が主なんですけれども、それらを保管する予定です。その保管に関して、防犯上の観点からも機械警備を設置するという目的の下の債務負担行為でございます。以上です。
  - 8番(遠藤龍之君)はい。防犯が主で、この令和2年度から5年度までというふうな表記がある ものだから、期間があるもんだから、その辺、今の説明だと来年度からの、来年度の予 定の説明だったんだけれども、この辺、分かりやすく、私の頭にも。
- 生涯学習課長(佐山 学君)はい、議長。この令和2年度については、契約をする時期が令和2年度中に行うとの理由で、契約をするには前提として予算というものが必要なもんですから、そういう意味合いで令和2年度からという表記でございます。
  - 8番(遠藤龍之君)はい。この場で読んでいただく契約の中身。令和2年度何ぼ、令和3年度何 ぼ、令和5年度何ぼ。今の説明は令和2年に対して、その対象年だけれども、どういう ふうに質問、この110万円の内訳というふうに聞けばいいのか。以上。
- 生涯学習課長(佐山 学君)はい、議長。支払いに関しては、令和3年度から予定しています。年額として、36万円掛ける3カ年ということでご理解願います。
  - 8番(遠藤龍之君)はい。了解いたしました。

次に、8ページ、これも説明あったかと思われますが、ちょっと理解できないので確認します。一番上、保育所費現年度分減、この内訳、内容、確認します。

子育て定住推進課長(青田 浩君)はい、議長。8ページの13款1項1目の部分で、保育料の現年度分減の三角の532万2,000円と、そのページの一番下が関係ありますので、16款県支出金の被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業補助555万3,00円、これ関係ありますので一括で説明申し上げます。

震災によって被災したご家庭で保育所をご利用されている保護者のですね、負担軽減を図るために保育料の軽減を図るものでございます。具体には、ゼロ歳から2歳の園児25名分の保育料を減免しまして、このページの一番下の県補助金からですね、額が確定しましたので、同額を歳入として受け入れるものでございます。ただいまゼロ歳児から2歳児と申し上げたのは、3歳児以降は既に昨年10月からの保育料無償化によって減免されていますので、今年度はここに3歳以降は出てこないというものでございます。以上でございます。

- 8番(遠藤龍之君)はい。その部分が、歳出の中で13ページの保育所費の児童館費というところで処理されているのかなということなんですが、保育所費のほうの財源内訳というか、変更したこの部分というのは、どこの部分を、最初のこの辺のからまりがちょっとね、不完全だというようなことでの確認なんですが、3款の532万2,000円というのはどこで措置していたものが、入ってくるのが確定したからこれで財源、何て言うんだ、内訳の変更というようなことで載っていると思うんだけれども、この辺の流れ、関係。当初どんな予算措置、どういう名前で予算措置されてこういうふうになったのかと。当初のほうを見ればまだ分かるのかも分かんないけど、その辺の関係について。
- 子育て定住推進課長(青田 浩君)はい、議長。すみません、説明が不足しておりました。8ページをまた見ていただいてですね、一番上の保育料現年度分というのは、これは保護者から本来保育料を頂戴する分として、当初予算では532万2,000円を計上していたので、保護者からは頂かないことになるので、これを減額するということでございます。歳入をまず保護者からいただく分を減額。その代わり、県のほうから補助金として同額が入ってくるということで、ここの歳入の予算だけで完結するというような中身となっております。
  - 8番(遠藤龍之君)はい。了解しました。

次、9ページの繰入金、基金繰入金の中の財政調整基金取り崩しの増、1億3,900万の内訳。主にどこに振り分けたのかというところを確認したい。

企画財政課長(齋藤 淳君)はい。大変失礼いたしました。

今回、財政調整基金の主な取り崩しの要因といたしましては、大きなものといたしまして移住・定住支援補助金の部分と、あとは公共土木施設の復旧費、こういったものが、それぞれ4,900万円あるいは4,300万円ということで、大きなものとして上げているというところでございます。以上でございます。

- 議 長(岩佐哲也君)3問目過ぎましたので、次。
  - 9番(岩佐孝子君)はい。18ページです。10款6項4目学校給食費の部分ですが、学校給食費管理システム導入業務委託料355万4,000円なんですけれども、これは当初の説明のときに、今年度から公会計という説明があったように記憶しているんですが、なぜこの時期にこのシステム導入の業務委託になったのか、その経緯をお示し願いたいと思います。
- 教育総務課長(大和田紀子君)はい、議長。ただいまのお尋ねでありますが、今、議員からご指摘 ありましたように、こちらの公会計については、本来であれば年度当初から予定してお りました業務であります。当初、こちらで考えておりましたのは、現在中学校で行って おります徴収方式を参考に、費用のかからない紙ベースで、中学校と同じ方式によって 保護者から給食費を徴収することということで考えておりました。今回、学校と同じ工

程で進めるに当たりまして、金融機関等と確認したところ、学校でやっている方式については役場では取り入れることができないということが判明したものであります。関係機関への確認が遅れまして、12月の補正対応になりましたことについては深く反省しております。

今回お認めいただいてですね、来年度から、役場が保護者から給食費を徴収することによりまして、これまで学校の負担となっておりました教職員の軽減とですね、給食取り扱いの事故の防止と保護者の利便性向上が図れるものと考えておりますので、お認めいただけますようにお願い申し上げます。説明は以上となります。

- 9番(岩佐孝子君)はい。当初に予算をということで計画をしたので、今さらですよね。もう9カ月ですよね。ということで、事務的な手続、時間がかかったっておっしゃっていますけれども、これは最初からすべきことだったのではないかということで、その辺、きちっと今後の事務遂行に当たっては十分留意されたいと、していただくべきだと思っております。
- 議 長(岩佐哲也君) ほかに質疑はありませんか。(「はい、議長。8番」の声あり) ちょっと待って。こっち。
  - 6番(髙橋眞理子君)はい。お伺いします。15ページの農林水産業費の2番目です。林業振興費についてお尋ねいたします。

こちらの説明ですが、産建のほうでのご説明があったかとは思うのですが、私ちょっとそちらには参加していませんもんで、森林整備に取り組む意欲のある森林所有者への支援策とありますが、どういった支援策になるのでしょうか。そして、意欲のある方、何人くらいと見込んでいらっしゃるのでしょうか。

農林水産課長(佐藤和典君)はい、議長。ご質問のほうにお答えいたします。

こちらのほうの助成金になりますが、助成団体につきましては1団体でございます。 その団体がですね、今回県の除伐といいますか、事業を採用しまして、森林のほうの健 全な育成に取り組むというようなことでございましたので、こちらのほうの団体に対し まして、その補助残分の中からかさ上げ補助をするというようなことで、今回予算化さ せていただいたものとなってございます。

- 6番(髙橋眞理子君)はい。我が町のこういった林業に取り組む方たちというのは、大分数も減ったかと思うのですけれども、ほかにはそういった要望された団体さんはいらっしゃらなかったのですか。
- 農林水産課長(佐藤和典君)はい、議長。今回はですね、要望があった部分についてということで 予算化させていただいております。今後、このような森林関係につきましては、新年度 に向けまして、今現在、こういうような除伐間伐事業を行う方々に対しての助成制度と いうのを検討中でございますので、よろしくお願いいたします。
  - 6番(髙橋眞理子君)はい。続きまして、既存林道も含めた作業路網の整備の活用も検討すると ございますけれども、これは具体的に、これはこれからの検討ということで考えてよろ しいんですか。これ、委員会からの資料で、私、今拝見しているんですけれども。
- 議 長(岩佐哲也君)この議題に、今議題になっている範囲内で、予算の範囲内で質問してください。(「はい、承知いたしました。分かりました」の声あり)

そのほか質疑ありませんか。

8番(遠藤龍之君)はい。12ページの3款民生費の児童福祉費2項の児童福祉総務費と5番目

の、5番目ってうまくないな、5目の学童保育施設費、13ページね。この返還金の内容について。これは丸々、ちょっとその辺の説明、確認します。

子育て定住推進課長(青田 浩君)はい、議長。お答えいたします。

まず、12ページの一番下ですね。 3 款 2 項 1 目令和元年度子育てのための施設等利用給付交付金の国庫交付金の返還金と、同じく県交付金の返還金、合わせて 542 万 3 , 000 円ですけれども、こちらは幼児教育・保育の無償化に関するものでございます、大きくは。それで、令和元年度の精算に伴うものでございます。 具体には、私立の幼稚園の事業に関して、国、県の補助金が確定したので、過不足金を補正するようなものとなっております。もう少し詳しく申し上げますと、例えば私立幼稚園 1 カ月当たり、交付申請の段階では例えば 150 人ということで所要額を県のほうに上げて交付を受けていたものが、実績報告ではそれを下回るような人数だったので、その精算に伴って県の補助金と国の補助金を返すというものでございます。

それから、13ページ、3款2項5目の学童保育費の中のですね、令和元年度子ども・子育て支援交付金の、これも国庫補助金と、同じく県補助金、合わせて119万1,000円の返還金でございますが、この子ども・子育て支援交付金もですね、前年度、令和元年度の精算に伴う過不足について補正するもので、具体的には児童クラブ、放課後児童クラブに要した費用であるとか、子育て支援センターの事業であるとか、あるいは一時預かり事業であるとか、もう少し項目は盛り込まれているんですけれども、そういった一連のこの交付金事業の精算を行って、過不足が生じたので、今年度返還するというような中身になってございます。以上でございます。

- 8番(遠藤龍之君)はい。予定したものは使わなくて、使わない分を県の金ですからから返したっていうことで、そこまでは分かるんですが、この中身についてなんですが、中身もその事業の計画、精算というか、確定した結果ということなので、その中身についてなんですが、これは事業計画等々から考えたときに、見積りが多かったということで、本来ならばそういう、ここまで仕事しなくてなかったのが、何かの理由でそこまで使わなくていいという結果なのかね。本来は、事業計画からすれば、このくらいは当然使わなくてはならない取り組みの中身であったのだが、その人数が足りなくてとかね、予定していた計画に、その計画というのも、この間示した子ども・子育て支援事業計画、あそこの中から出てきている、生まれているこの数字かと思うんですが、その辺の取り組みに、あましたわけですから、問題はないかということが確認したかったんですが、その辺の事業内容についてはいかがでしょうか。
- 子育て定住推進課長(青田 浩君)はい、議長。まず、12ページのですね、3款2項1目の保育料無償化に係る子育てのための施設等利用給付交付金の返還金については、見込量を下回った、幼稚園の入園者数の関係で見込量を下回ったので返還するというものでございます。

それから、13ページの部分についても、予定されて計画されている各種事業は展開しておりますので、特に、児童クラブにしても、子育て支援センターにしても、一時預かりにしてもですね、予定どおりの令和元年度については実施をしておりますので、特にサービスが低下するという部分はなかったと認識しております。

8番(遠藤龍之君)はい。今の取り組みについて問題はないという、私はそういうふうに理解しました。

15ページの6款3項の3目漁港施設復興推進費の件についてなんですが、この事業っていうのは多分にもうずっと継続事業といいますか、完成するまでの事業の内容かなと思いますが、これ予算がついたから新たに工事の発生ということなのかですね。多分そういうことだろうと思うんですが、状況なんですが、どの程度の状況というか、全体から見たときにどこまでの進捗というのかな。さっきの契約の中身とも関係あるとは思うんだけれども、その辺ちょっと分かるように、簡単にさらっとでいいですから、状況についてお願いします。

農林水産課長(佐藤和典君)はい、議長。今のですね、御質問の件でございますが、先ほど契約案件ということで、北防砂堤IIの穴の補修の関係、終わりましたが、そもそもはですね、平成29年度のときに長寿命化計画ということで、漁港施設内の施設の調査を実施してございます。そういった中で、このたび出しました北防砂堤IIの補修のほかに、鋼管矢板でやっている部分が、東防波堤と、あと荷揚げ場のところが鋼管矢板で施工してございまして、こちらのほうの腐食具合が進んでいるというような結果になってございます。このため、本来であれば、令和元年度、2年度、3年度の3カ年計画で補修を予定していたわけなんですが、令和2年度の中で、令和3年度の実施分といたしまして、東防波堤分と荷揚げ分のほうの予算のほうはですね、繰上げ交付できるというようなことであったもんですから、このたび交付申請いたしまして、確保したというような状況となってございます。

議 長(岩佐哲也君) そのほか質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長(岩佐哲也君)これで質疑を終わります。

議 長(岩佐哲也君)これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議 長(岩佐哲也君) 討論なしと認めます。

議 長(岩佐哲也君) これから、議案第70号令和2年度山元町一般会計補正予算(第5号)を採 決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長(岩佐哲也君)異議なしと認めます。

議案第70号は原案のとおり可決されました。

議 長(岩佐哲也君)続きまして、日程第11.議案第71号を議題とします。

本案について説明を求めます。

保健福祉課長(伊藤和重君)はい、議長。議案第71号令和2年度山元町国民健康保険事業特別会 計補正予算(第3号)についてご説明いたします。

今回の補正の規模ですが、歳入歳出それぞれ324万8,000円を追加し、総額を17億7,793万4,000円とするものであります。

それでは、歳出予算からご説明いたします。お手元の議案書6ページをお開きくださ

い。

第1款総務費第1項総務管理費になります。第1目一般管理費につきましては、人件費の補正額として合計で72万9,000円を増額計上しております。人件費につきましては、7級制度導入に伴う職員給料、退職手当組合負担金等を増額しております。

下段、第2項徴税費第1目賦課徴収費の委託料につきましては、税制改正に伴う国民 健康保険税電算システム改修費251万9,000円を増額計上しております。

次に、歳入予算の補正額についてご説明いたします。ただいまのページの上段、5ページになります。

第6款繰入金第1項繰入金になります。第1目基金繰入金につきましては、国民健康保険税システム改修費として、基金の取り崩し額、歳出と同額の251万9,000円を増額しております。なお、このシステム改修費につきましては、国からの交付金がありますが、まだ具体の内示がないことから、一旦基金を充てさせていただき、3月に再度財源振替の補正を行わせていただきます。

第2目一般会計繰入金につきましては、人件費を特別会計に繰入れを行う額72万9,000円を増額しており、合計で324万8,000円を増額計上しております。

以上、議案第71号補正予算案の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- 議長(岩佐哲也君)質疑なしと認めます。
- 議 長(岩佐哲也君)これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- 議長(岩佐哲也君)討論なしと認めます。
- 議 長(岩佐哲也君) これから、議案第71号令和2年度山元町国民健康保険事業特別会計補正予 算(第3号)を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議 長(岩佐哲也君)異議なしと認めます。

議案第71号は原案のとおり可決されました。

議長(岩佐哲也君)続きまして、日程第12.議案第72号を議題とします。

本案について説明を求めます。

保健福祉課長(伊藤和重君)はい、議長。議案第72号令和2年度山元町介護保険事業特別会計補 正予算(第2号)についてご説明いたします。

今回の補正の規模ですが、歳入歳出それぞれ328万3,000円を追加し、総額を15億5,428万9,000円とするものであります。

それでは、歳出予算からご説明いたします。お手元の議案書 7 ページをお開きください。

第1款総務費第1項総務管理費になります。第1目一般管理費につきましては、人件費の補正額として、合計で3万9,000円を増額計上しております。人件費につきましては、10月の人事異動に伴い、職員の給料を減額、手当は増額しております。

次に、同じく第3項介護認定費になります。第1目介護認定調査費委託料につきましては、第1期の介護報酬改定に伴うシステム改修費332万2,000円を増額計上しております。

次に、第3款諸支出費第1項介護予防生活支援サービス事業費になります。第1目介護予防生活支援サービス事業費につきましては、総合事業のうち、保険者機能強化推進交付金として交付額が決定しましたので、財源内訳の変更を行っております。

同じく第3項包括的支援事業任意事業になります。第1目包括的支援事業任意事業に つきましても、総合事業のうち保険者努力支援交付金として交付額が決定しましたので、 財源内訳の変更を行っております。

次に、歳出予算の補正額についてご説明いたします。議案書6ページをお開きください。

第3款国庫支出金第2項国庫補助金になります。第4目介護給付費補助金につきましては、歳出で説明しましたシステム改修に伴う費用の2分の1の額、166万円を増額、第6目保険者機能強化推進交付金につきましては、歳出でご説明した交付額の確定により203万3,000円を増額、第7目介護保険者努力支援交付金につきましては、交付額の確定により208万1,000円を増額し、合計で577万4,000円を増額計上しております。

第7款繰入金第1項繰入金になります。第1目基金繰入金につきましては、財源調整の結果、財政調整基金取り崩し額245万2,000円を減額、第2目一般会計繰入金につきましては、人件費3万9,000円を減額し、合計で249万1,000円を減額しております。

次に、3ページをお開きください。

債務負担行為の補正については3件ございます。

1件目の訪問介護サービス事業、2件目の通所介護サービス事業に関する経費につきましては介護予防事業に要する経費、3件目については包括的支援事業の生活体制整備事業に要する経費となり、平成29年度から継続して実施している事業になります。来年度当初から事業を継続するために、当年度中に委託契約を締結する必要がありますので、その期間と限度額を補正するものであります。

以上、議案第72号補正予算案の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

議 長(岩佐哲也君)これから質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長(岩佐哲也君)質疑なしと認めます。
- 議長(岩佐哲也君)これから討論を行います。 討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長(岩佐哲也君)討論なしと認めます。

議 長(岩佐哲也君) これから、議案第72号令和2年度山元町介護保険事業特別会計補正予算(第2号) を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長(岩佐哲也君)異議なしと認めます。

議案第72号は原案のとおり可決されました。

議 長(岩佐哲也君) ここで換気のため暫時休憩とします。再開は14時40分、2時40分といたします。

午後2時30分 休 憩

午後2時40分 再 開

- 議長(岩佐哲也君)休憩前に続き会議を開きます。
- 議 長(岩佐哲也君) 日程第13. 議案第73号を議題とします。

本案について説明を求めます。

上下水道事業所長(大橋邦夫君)はい、議長。それでは議案第73号令和2年度山元町水道事業会 計補正予算(第3号)についてご説明申し上げます。

初めに、1、2ページをお開き願います。

収益的収入及び支出の収入について申し上げます。

- 1款水道事業収益1項営業収益1目給水収益1,612万2,000円の増は、新型コロナウイルス感染症の影響から、在宅勤務や外出自粛、また手洗いの励行などにより、一般家庭用での水道使用水量が増加していることから水道料金の給水収益を増殖するも
- 一般家庭用での水道使用水量が増加していることから水道料金の給水収益を増額するものであります。
- 3目その他営業収益14万5,000円の減は、繰り出し基準の確定、児童手当に要する経費を減額するものであります。

次に、収益的支出について申し上げます。

1款水道事業費1項営業費用1目原水及び浄水費1,446万3,000円の増額は、 先ほど説明しましたとおり給水収益が伸びておりますことから、係る公益水道受水費を 増額するものであります。

4目総掛かり費4万4,000円の増額は、一般会計同様の人件費の補正となっておりますので省略させていただきます。

次に、収益的収入及び支出の支出について申し上げます。

1 款資本的支出 1 項建設改良費施設整備費 2 万 5 , 0 0 0 円の減額は、こちらも一般会計同様の人件費の補正となっておりますので、説明は省略させていただきます。

最初のページをお開きください。

第2条、予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

収入、第1款水道事業収益1,597万7,000円増額し、総額4億6,392万9,000円とするものであります。

支出、第1款水道事業費1,450万7,000円増額し、総額4億6,392万9,

000円とするものであります。

第3条、予算第4条中資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億1,373万4,000円を1億1,370万9,000円に、当年度分損益勘定留保資金1億69万7,000円を1億67万2,000円に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正するものであります。

支出、第1款資本的支出2万5,000円減額し、総額2億4,778万3,000 円とするものであります。

第4条、予算第8条に定めた職員給与費を記載のとおり改めるものです。

第5条、予算第9条に定めた繰入れする金額を記載のとおり改めるものです。

以上で、議案第73号の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

議 長(岩佐哲也君) ちょっと確認しますが、先ほど支出の第1款で、4億幾らという説明じゃなかったんですか。ちょっと資料と違うんじゃないか。どちらがあれか、再度確認します。 3億6,000万のところを4億幾らと言いませんでしたかね。

上下水道事業所長(大橋邦夫君)はい、議長。大変失礼いたしました。

第2条の支出ですね。第1款水道事業費1,450万7,000円を増額し、3億6,017万9,000円とするものです。大変失礼いたしました。

議 長(岩佐哲也君)これから質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長(岩佐哲也君)質疑なしと認めます。

議 長(岩佐哲也君)これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議 長(岩佐哲也君)討論なしと認めます。

議 長(岩佐哲也君) これから、議案第73号令和2年度山元町水道事業会計補正予算(第3号) を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議 長(岩佐哲也君)異議なしと認めます。

議案第73号は原案のとおり可決されました。

議長(岩佐哲也君)続きまして、日程第14.議案第74号を議題とします。

本案について説明を求めます。

上下水道事業所長(大橋邦夫君)はい、議長。それでは議案第74号令和2年度山元町下水道事業 会計補正予算(第2号)についてご説明申し上げます。

初めに、1、2ページをお開き願います。

収益的収入及び支出の収入について申し上げます。1款下水道事業収益1項営業収益 1目使用料594万円の増は、水道事業会計同様に新型コロナウイルス感染症の影響から在宅勤務や外出自粛、また手洗いの励行などにより、一般家庭用での下水道使用水量 が増加していることから、下水道使用料を増額するものであります。

2項営業外収益3目他会計補助金36万2,000円の減は、繰り出し基準の確定により児童手当に要する経費を減額措置するものであります。

次に、収益的支出について申し上げます。

1 款下水道事業費1項営業費用4目総掛かり費12万4,000円の増額は、一般会計同様に人件費の補正となっておりますので説明は省略させていただきます。

次に、資本的収入及び支出の支出について申し上げます。

1 款資本的支出 1 項建設改良費 2 目施設整備費 7 万 6 , 0 0 0 円の増額は、こちらも一般会計同様に人件費の補正となっておりますので説明は省略させていただきます。 最初のページをお開きください。

第2条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入、第1款下水道事業収益557万8,000円増額し、総額6億1,711万円 とするものです。

支出、第1款下水道事業費12万4,000円増額し、総額4億9,111万7,00円とするものです。

第3条、予算第4条中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億5,403万1,000円を2億5,410万7,000円に、過年度分損益勘定留保資金2億3,433万2,000円を2億3,440万8,000円に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものであります。

支出、第1款資本的支出7万6,000円増額し、総額6億3,461万9,000円とするものです。

第4条、予算第9条に定めた職員給与費を記載のとおり改めるものです。

第5条、予算第10条に定めた繰り入れする金額を記載のとおり改めるものです。

以上で議案第74号の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

議 長(岩佐哲也君)これから質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長(岩佐哲也君)質疑なしと認めます。
- 議 長(岩佐哲也君)これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- 議長(岩佐哲也君)討論なしと認めます。
- 議 長(岩佐哲也君) これから、議案第74号令和2年度山元町下水道事業会計補正予算(第2号) を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長(岩佐哲也君)異議なしと認めます。

議案第74号は原案のとおり可決されました。

議 長(岩佐哲也君)続きまして、日程第15.議案第75号を議題とします。 本案について説明を求めます。

総務課長(佐藤兵吉君)はい、議長。それでは議案第75号山元町特別職の職員で常勤のものの給 与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

お手元に配布しております配布資料No.7条例議案の概要をご準備願います。

初めに、提案理由でございますが、医療費助成事務の支給誤りに関し、職員の管理監督者としての責任を重く受け止め、町長及び副町長の給料月額を減額するため提案するものであります。

- 1、改正内容でございますが、町長及び副町長の給料月額を下記のとおり減額するものであります。なお、減額につきましては、附則第9条として追加し、改正を行うものです。
  - (1) の表のほうをご覧いただきたいと思います。

町長につきましては、給料月額82万8,000円の減額率10パーセントを行い、減額後の給料月額を74万5,200円とし、8万2,800円の減額となります。

副町長についても、給料月額62万7,000円の減額率10パーセントを行い、減額後の給料月額を56万4,300円とし、6万2,700円の減額とするものでございます。

(2) の減額する期間につきましては、町長及び副町長ともに令和3年1月1日から令和3年1月31日までの1か月間といたします。

2の施行期日につきましては、令和3年1月1日とするものでございます。

以上で議案第75号の説明といたします。よろしくお願いいたします。

- 議 長(岩佐哲也君)これから質疑を行います。—— 質疑はありませんか。
  - 1番伊藤貞悦君。
  - 1番(伊藤貞悦君)はい。ただいま提案がありました医療費助成事務の支給誤りに関してですが、 職員の管理監督者としての責任を重く受け止めて、町長及び副町長の給料月額を減額す るというふうな提案がございました。

この支給誤りに関してですね、どのようなことでこのような支給誤りが出てきたのか。例えば、11月18日には説明を受けました。その中では、複数の職員による確認の未実施であったというふうなことが述べられておりますし、ただ複雑な事務でもあるというふうなことでもあり、今後の再発防止というふうなことも述べられておりました。そのような観点から、管理監督者としての責任はある程度納得はできますが、この件が発生することになったことについて、町長はどういうふうに捉えているのか。例えば、マンパワー不足でオーバーワークになっていたとか、チェック、それも一審二審できなかった、複数の職員による一審二審ができなかったとか、そういうふうなことはどのように捉えているのかについてお尋ねをします。

町 長 (齋藤俊夫君) はい。改めまして、今回のこの支給誤り、事務ミスが出ましたことですね、 改めておわび申し上げたいというふうに思います。

ただいま今回の発生した要因といいますか、原因といいますか、その辺の関係ということでございますが、基本的には県策定のマニュアルがございます。そのマニュアルに沿ってというのが基本的な事務処理の流れになるわけでございますけれども、制度が少

し複雑多様な部分があると。例えば、対象者の方に適用される回数によって、その内容が、負担額が変わってくるという部分、あるいは同じ世帯内での同じような対象者がいるときの取り扱いの関係ですね。これが短期間に、例えば1年以内とかっていう場合と、これが複数年にまたがるというですね、そういうケースもあるわけでございます。ですから、一定のマニュアルで一定の作業をしていましてもですね、そういう制度があるということをしっかり把握しながら一定の期間にわたって確認、チェックをしませんと、その分については適正な事務処理が不可能になってしまうということでございます。ですから、マニュアルはマニュアルとして、やっぱり制度の複雑さ、いわばそのネックというか、監路といいますかですね、そういう部分がこういうところにあるんだよというのを、担当者のみならず班全体としてそういう問題意識を共有する部分がちょっと足りなかったのかなという部分が大きな反省点になるというふうに思います。

また、ご指摘いただいたように、町といたしましては、この金額に関わる部分につきましては、一人の人間の目だけでなくて、できるだけ複数以上のですね、目を通して、チェックをしながら、ダブルチェックをしながらというのが理想的なところでございますけれども、そういう基本的な姿勢で業務に当たっていただいている部分は相当あるんでございますけれども、現実その辺の励行度合いがちょっと足らなかった部分があるのかなと、そんなふうに捉えているところでございます。本当に申し訳ございません。

- 1番 (伊藤貞悦君) はい。人間誰しもミスや間違いはあると思いますので、問題は町民に対しての再発防止が一番大事なことではないかと私は考えるわけですが、この再発を防止するために、例えば今、町長が話をされたように、なかなか制度とか、運営方法が難しいとかというふうなお話もされておりますけれども、今後その辺を解消するために何か方策を、例えば増員をしていくんだとか、外にこの部分だけは出して計算をしてもらうとか、お金を発送までしてもらうとか、そういうふうなお考えがあるのかどうかについてお伺いします。
- 町 長 (齋藤俊夫君) はい。まずは、ご指摘のように足元からのですね、極力体制整備を急ぐべき かなという部分がございます。ただ、非常に現実問題、非常に厳しいところはあります けれども、何とかやりくりをしながら体制整備に意を用いなくちゃないなというふうに 思っております。

あとは、世帯なんかの関係ですと、やはりその名寄せ的な部分ですね。これは人間の目、担当の目ということも必要でございますけれども、やはり極力今、システム化している状況がございますので、可能な限りヒューマンエラーをなくすために、そういう名寄せ的な部分についてはシステムをですね、改修するような方向が望ましいというふうに思っておりますし、さらにマニュアルもですね、県のほうで基本的な部分はお示しをいただいておりますけれども、やはり私どもとしてはそのマニュアルに町独自のプラスアルファを、ここをしっかりチェック、確認をしなくちゃないよというところですね。もう一歩のマニュアルの精度といいますか、詳細といいますか、そういうところに取り組んでいかなくちゃないなというふうに反省しているところでございます。

1番(伊藤貞悦君)はい。今回のこの支給誤りについては、長期間というふうなことで、担当部署においてもですね、不安感とか、これからの仕事にも、またというふうなことが、十分精神的にも感じられるというか、考えられると思いますが、その不安感を払拭してやらなければ、やはりなかなか厳しいのかなと私は思います。部署によっては、皆同じ仕

事量だというふうに解釈をしながら一生懸命お仕事に取り組んでおるだろうと思いますが、やはりこれは重圧だなと思われたり、やはり今回ですね、町長と副町長が責任を取って減俸というふうなことですので、やはりそういうふうな精神的なストレスを感じるというふうなこともないわけではないと思われますので、今後ですね、そういうふうなことも含めて、できるだけ先ほど話をされたような方向で、仕事の効率化とか、それからいろんなことでミスのないような方策、対策を取っていただければというふうに感じております。そのことについて町長の、もし不安感をこのように払拭していきたいというふうなお考えがあればお聞かせください。

町 長 (齋藤俊夫君) はい。私も折に触れてですね、業務の各班、各所属の業務の量とですね、体制、職員の人数関係ですね。そしてまた、そこの中での業務の配分、守備範囲、受け持ちですね。これなかなか、誰が班長、誰が課長をしても、本当に等しく、5人いれば5人分均等割だというようなわけにはいかない業務の特殊性なども多々ございます。ですから、これはそれを前提として、例えば私が正担当だったら、隣の方が副担当というようなことでですね、同じ業務について極力複数で正副の関係をつくりながら、個人で処理する、個人で仕事を背負って悩むというふうなことのないような関係、あるいは先ほどお答えしたように、計数的な処理、一生懸命やる中で、やもすると転記、入力ミス的なものも出てくるわけでございますので、これなども担当含めて複数みんなで確認できて、本当にこれで間違いないよねというふうなことをですね、一人の担当者だけに、本当におまえ大丈夫かというふうなことがないような関係づくりをしていかないとですね、ご心配いただいたように担当だけがちょっとつらい思いもいたしますので、そこは引き続き意を用いてまいりたいなというふうに考えているところでございます。

いずれにいたしましても、特定の部署で、あるいは特定の担当者に必要以上のしわ寄せが行かないようにですね、そういう配慮をさらに推し進めてまいりたいというふうに思います。

- 議長(岩佐哲也君)ほかに質疑はありませんか。
  - 2番(橋元伸一君)はい。今回の件なんですが、平成27年から5年間ということで説明をいただいているんですけれども、その5年間ずっと、さっき複数とか一人とあったんですけれども、一人の同じ職員が担当したところという判断でよろしいんですよね。もしそうであれば、その5年間の中で、そういう今の出された資料に載っている金額なんですけれども、それ以前というのはどのようになっていたのか。その職員の方というのは、いつから仕事を、そこに就いていたのかということもあるんですけれども、その部分ってどういうふうになっているのかというのをお伺いいたします。
- 町 長 (齋藤俊夫君) はい。今、具体的なお尋ねがございましたので、担当課長のほうからその辺 の取組状況を改めてお話しさせていただきたいというふうに思います。
- 保健福祉課長(伊藤和重君)はい、議長。その担当した方が、単年だったか、複数年だったかということになるんですけれども、26年度末から27年度にかけての引継ぎというところでは、担当者が代わっているという形になっております。それ以降についても、単年でですね、大体担当した方が代わっているというところがありまして、実際にはその引継ぎがうまくいかなかったりというところもあったのかなというところがございます。以上でございます。
  - 2番(橋元伸一君)はい。そうすると、同じ方が5年間やっていたわけではなくて、引継ぎがう

まくいかずに間違った、まあ間違ったというかね、計算で引き継いでしまったと。それでその5年分の数字がここに出された数字であるということですよね。

それで、先ほど同僚議員の質問に対して、町長の反省の弁、いろいろ聞いていました。 その件に関してはですね、町長のその気持ち、伝わりましたけれども、ただ一つ私が腑 に落ちないのは、そうするとそれ以前の分というのは分からないということですよね。 そこの部分に関しては、なかったかあったかすら、そこの部分は不明だという部分も出 てくるんだと思うんです。

それで、今回出された説明書の中で、回収不能の部分が61万というのがまずありますよね。それに対して、町長と副町長が誰かから処分されるわけではなく、自ら襟を正すといいますか、それで自分から申し出て減給という形になったんだと思うんですけれども、それで間違いないですか。

- 町 長 (齋藤俊夫君) はい。捉え方としては、そういうことで相違ございません。
  - 2番(橋元伸一君)はい。であれば、先ほどから反省の弁、いろいろ聞いていたんですが、大した金額ということないんですよね。その前の分も含めた部分も含めてですね、私としては減給10パーセントの1カ月というところにちょっとね、疑問を感じまして、本当に先ほど言っているような責任を重く町長が感じているのであれば、私は3カ月とか2カ月、2カ月、3カ月ぐらいの自分から申出をするのかなと勝手に思っていたもんですから、それに関してちょっとびっくりしまして、その辺に関して、町長と副町長、お二人の考え、ちょっとそこの部分に関してお伺いします。
- 町 長 (齋藤俊夫君) はい。いわゆる不祥事あるいは事務処理ミスですね。こういう関係につきましては、公務員の世界では、国の人事委員会で定めております様々なケース、対応した見方、考え方、参考基準が示されております。私のほうとしては、そういう参考になる基準あるいは町のこれまでの労使の関係ですね。あるいは県内、全国の労使の関係等を、いわゆる比較考慮して、過不足のない形を今回考えさせていただいたというふうなところでございます。
- 副町長(菅野寛俊君)はい、議長。基本的な考えにつきましては、町長と一緒でございます。今回の事案、これまでの本町におけるいろいろなこのような事案もありますし、こういう事案につきましては、県内また全国的にも発生している状況は確認取れるところでございます。基本的な情報収集は総務課なりのほうからしていただいた部分がございましたが、私のほうでもその分、情報につきましては、確認を個人的にもしておりまして、その内容から、今回はこのような条例改正に提案させていただいたということでご理解いただければと思います。
  - 2番(橋元伸一君)はい。私的にはですね、やはりもう少し考えていただいて、常識というのが、何が常識か私は分かりませんが、私が考えたところによると、やっぱりちょっと1カ月では気持ちが伝わってこないということだけお伝えしておきたいと思います。
- 議長(岩佐哲也君)そのほか質疑はありませんか。
  - 9番(岩佐孝子君)はい。発覚して、大分苦労なさってここまで来たんだろうなっていうふうに 思います。

全協で示されたのが11月の18日、そしてまた説明を受けたのが懲罰委員会は、いつ開催したんでしょうかということで、12月の1日と4日というふうな2回というふうなことが説明ありました。でも、この18日から12月1日までの、その間どんな動

きがあったのか。それと同時にですね、発覚をした時点からどういうふうな対策をとか というふうなことでやってきたのか、その辺の対応策も含め、どんな内容で検討してき たのか、その辺もお示ししていただければと思います。

- 議 長(岩佐哲也君)内容は説明されて、今日はそれの処分の件なんだけれども、処分に絞った質 疑をしていただきたいと思いますが。原因については…… (「処分を判断するためにそ れを確認しているんだからね」の声あり)説明あったけれども。
- 9番(岩佐孝子君)はい。これまでですね、内容的なものが説明されてません。されてましたか。 議 長(岩佐哲也君)全協で説明あったんです。
  - 9番(岩佐孝子君)はい。全協で納得のいく説明はありませんでしたので、確認をして、これでこの条例を通していいのかどうか、その判断のためにもお尋ねしてるんですけれども。 そういうことなんですけれども。
- 議 長(岩佐哲也君)発生した原因というのは、説明はあったと思うんだけれども、ただ納得する しないというのは、ちょっとこれは別問題。どの部分か、加えて具体的に、いつ会合を 開いたかとかというんじゃなくて、どの部分についての質問か具体的に質疑してくださ い。
  - 9番(岩佐孝子君)はい。経緯は、このような形で今作業をしていますとかっていう、作業しました。そこで11月18日、きちっと分かったので報告をさせていただきますという報告はありました。その間ですね、やはりどういうふうな対応をするのかとか、処分とかっていう部分について、並行しながらやっていれば、12月の1日、そして4日、2日間での検討結果でのこの条例上程なんですけれども、これではないんではないかというふうに思うんですが、これだけできちっと審議されてきたのかどうか、確認させてもらいたいと思います。
- 総務課長(佐藤兵吉君)はい。それでは、18日に全協でお示しをしまして、どういう審議がとい うことで、町の懲罰といいますか、分限調審査会、その辺の経緯をちょっと簡単に私の ほうからお話ししたいというふうに思います。

一応、5月の14日ですか、住民から電話がありまして、この件が発覚したというふうなことで、その後ですね、保健福祉課のほうでは、その誤りを調査というふうなことで、5月の発覚後、その後、誤りの全体の調査とか、あとは県への協議とかですね、そういうふうなもろもろも行いまして、件数もですね、大分件数も多いというふうなこともありまして、11月の上旬にこの調査結果ですね、全体像が見えてきたというふうなところでございます。

その結果を受けまして、町としましてもその職員の処分といいますか、これまでどのような関わりを持って、どういうふうに事務をしていたのかというふうなのをですね、11月の7日、上旬に全体像が見えましたので、その後に職員への聞き取りとかですね、あとはこのような場合の処分をどうするべきか、あとはその委員会への資料作成、そういうふうなものを行いながら、できるだけ早く、この12月の議会の中でですね、提案してというふうなこともございましたので、通常業務をしながらというふうな中で日程を調整しながら、その辺の分限調査審査委員会の資料等をまとめまして、12月の1日、第1回目の委員会を行いまして、委員の皆さんと、これまでの経緯、経過、それから処分をどうするべきかというふうなことについて確認を行い、その1回だけではなかなかよく、職員の処分というふうなものを決めるものですから、1回で簡単には決められな

いというふうなこともございますんで、これまでも数回、このような場合は会議を行っていますので、そういうふうなことで今回についても2回目を12月の4日に行いまして、そしてその中で職員の対応、処分については確定をしたところでございます。

この結果を受けて、町長、副町長の処分等についても、近隣とかですね、全国の事例なんかを参考にご判断をいただいたというふうな経緯でございます。以上でございます。

9番(岩佐孝子君)はい。2回の、1回では足りないということで、2回委員会を開き、このような結果ということで、それぞれの町長、副町長の判断の下にというふうなお話がありました。

先ほどの町長の説明の中にも、そして今、条例改正の中にも出てきましたけれども、町民の信頼失墜をさせたことに深く反省したとすれば、この100分の10でいいのか。それは私は非常に疑問でございます。真摯に受け止めているとしたならば、もう少し重い、責任が重いとおっしゃっていますけれども、金額にしたら、大変申し訳ございません。10パーセント減額で、町長は8万2,800円です。副町長は6万2,700円です。1カ月、二人を合わせれば14万5,500円。そんな形でのおわびだけで、重く受け止めているというふうには私は取れないんですが、その辺についてどのようにお考えでしょうか。

町 長 (齋藤俊夫君) はい。先ほどもお尋ねいただいた部分と若干関連する部分がございますけれ ども、ご案内のとおり、この種の処分に当たりましてはですね、どういうケースであっ たかということで、大きくは分限処分という取り扱いですね。これは公務の率、維持の ために職員がどういう状況だったのかということに照らし合わせた分限処分。そして、 もう一つは懲戒処分ということで、公務の内部秩序を維持するために、非違行為、いわ ゆる法律に反する行為を行った職員に対して行われる一つの制裁の考え方として懲戒処 分。そして、さらにはその他の措置という、大きく3つに分かれようかなというふうに 思っておりまして、今回の場合につきましては、いわゆる法律に抵触するという案件で はなくてですね、仕事上のミスという部分でございまして、そういう場合については、 先ほど触れさせてもらいました国の人事院のほうでのですね、処分の指針というのを示 しておりまして、これは全国のあまねく自治体が、これを大きな基本にしながらですね、 ケースごとに当てはめて処分の内容を決めると。そしてまた、それを管理監督する特別 職にありましては、そういう職員がどういう場合でどういう処分内容で当てはまるのか というものに照らし合わせてですね、それ相応の過不足のない、多くても駄目だ、ある いは少な過ぎても駄目だという考え方が、これは全国的に基本的な考え方になってござ いますので、それに照らし合わせてこの程度の判断をさせていただいたというようなこ とでございます。

先ほど来から、私のさきの答弁、そしてまた総務課長の答弁等でも申し上げましたように、役場内の過去の事案、全国的な事案等とも照らし合わせての、いわゆる専門用語でいう量定ですね。いわゆる処分の内容を、中身、レベルをどこに定めるかというようなことで勘案しながら、今回の10パーセント1カ月というふうにさせていただいたところでございます。

9番(岩佐孝子君)はい。いろんなものに照らし合わせというふうなお話がありました。処分される側、自分を律しながらという部分は分かります。でも、5年間、今まで、いただくくべき金額もいただかずにきて、また余分に頂いてしまったがために返納せざるを得な

い人たちの、そんな気持ちは考えてのこの処分に至ったんでしょうか。自分から100 分の10、1 カ月というふうな結論に出したんでしょうか。1 年ではないんですよね。 最低でも5 年でしたよね。その辺は勘案されての判断だったんでしょうか。

- 町 長 (齋藤俊夫君) はい。先ほど申しましたように、私としては全体を勘案した中での量定を決めさせてもらったというようなところでございます。
- 議長(岩佐哲也君)そのほか質疑はありませんか。
  - 8番(遠藤龍之君)はい。まず確認から。今後の対応ということで、11月下旬から12月末にかけて個別訪問し、内容説明、分納等の相談というふうな今現在取り組んでいるようでありますが、その辺の進捗についてお伺いいたします。
- 保健福祉課長(伊藤和重君)はい、議長。11月末の週から個別訪問のほうをさせていただきまして、現在の進捗としては、全体で217件ほど、3医療費助成あるんですけれども、そちらの部分で対応したのが116件ほど対応しております。これは保健福祉課内全員で協力し合いながら戸別訪問を行っているというような状況になっております。以上でございます。
  - 8番(遠藤龍之君)はい。その結果といいますか、反応はいかがな内容なものなんですか。
- 保健福祉課長(伊藤和重君)はい、議長。対応が116件ありまして、その中での反応というのが、 1件の方がちょっと少し払うか払わないかというところの内容を決めかねているような 状況にありますけれども、ほかの115件については内容を丁寧に説明し、ご理解いた だいているという形になっております。以上でございます。
  - 8番(遠藤龍之君)はい。 1 件については、また改めてやるんですけれども、一応理解を得たということで、実際に分納の形とか、どういう内容のものなのか。といいますのが、何回も何回も言ったら質問あれだから、そもそもですね、こういう方々、とにかく障害者医療費助成の対象者というのは、受給対象者、このもらった資料にありますように、その生活実態というのは極めて想像できるわけなんですが、だからまずは助成を受けるというようなね。今、障害者という区分だから当然とは言わないけれども、そういう状況、背景の中の今回の問題なんですよね。

ですから、まず1件については想像できるんですが、まず了解を得た115件の方々の分納の中身。かなり生活まで影響させてはならないと思うんですけれども、その辺も十分、お話をする際に含めてというか、役場の人というか、その人たちからの話があると、もう半分、どういうふうに言っていいか分からないけれども、言われればどうしても払わなくてはいけない、まあ当然だわね。もらってはならないものを、もらってはならないものをもらったという表現もおかしいんだけれども、それをもう生活費に使って、もしなくなっていれば、それぞれの家庭あると思うんですけれども、それなりに悩まなくちゃならない事案だと思うんですよね。という背景もあった中でのお話し合いで、ややもするとという、これは憶測、推測の話ですからね。それで、この負担を強いたような状況、関係の中での交渉はなかったのかどうかね。こっちはそう思ってなくても、向こうがそう思われるような、小面倒くさい話になるという、その辺のこの状況について確認したいと思います。

保健福祉課長(伊藤和重君)はい、議長。返納の内容につきましては、まず過去の部分を確認していただくということもございますので、最初におわびして、まず口座のほうに、通帳のほうにそういった金額が入っているかどうかも確認していただいて、1回で済む部分で

はございませんので、2回目の訪問もあったりですね、その中でも余計に頂いたんだからというところがあって、お客様のほうからすぐに一括でお返しするというような内容もいただいたりしております。

そういった中で、何回か足を運ぶ形を取って丁寧に説明しているというような状況に あります。以上でございます。

8番(遠藤龍之君)はい。何回も足を運ぶのは当然だと思うんだけれども、そういう相手方に対して影響があるような交渉、払わなくちゃならないという、これは認識というか、理屈的に分かるんですよ。返さなくてはならないということも、当然理解されている方々だと思うんです。しかしながら、生活実態を見たときにどうなのかね。これは個別、個別の話になるかと思うんだけれども、それは置いといてじゃなくて、そういうものも含めて。私はね、だから本当にそういう人たち日常の生活を崩さない中での返済というふうなことを、もしかするとその方も10年かかると、極端な話ですよ。分納とかね、極端な話。あとは、余裕というか、払える人は当然一括して払う方もいるだろうし、という中で、どういう対応をしているのかと。

分かりやすく言うと、1件当たり60万近い支給をしているというのもこの間の説明の中で伺っているところなんですが、伺っているよな。ないの。あれ、こういうのなかったっけか。1人当たり最高額で60万とかっていうの、なかった。そいつ、そこのところかと思ってて、なければないでまた別なんだ、ごめんなさいね。

- 議 長(岩佐哲也君) 暫時、ほかに質疑ありませんか。いいの、回答。
- 保健福祉課長(伊藤和重君)はい。今、60万という話あったんですけれども、最大でお一人かお 二人の方が五十数万円というのがあります。あとは数万円とか、そういったところがあ ります。以上でございます。
  - 8番(遠藤龍之君)はい。ないような話をしたから。あったよね。60万というのは分かって、 五十何万だから約60万というようなことで、それを挙げたんですが。例えばですよ、 この方に返納を、この方も快く了解をした方、115件の中にあるのかどうかというの もあるんですが、この方の支払いといいますか、毎月1万払っても5年かかる。分納し てもですよ。という水準ですね。それですから、先ほども受給対象者の内訳を見たとき には、身体障害者手帳1級または2級所持者という方々は、収入が限られている。仕事 できない方だとか、1級というともう、という方々が対象になっているんです。と考え たときに、最大で60万、この方がどういう状況にあるかよく分からないんですけれど も、そういう方々もいる中で返納を求める、これは町としては求めなくちゃならない行 為、行動だとは思うんですが、その辺のことを考えて、今後この取り組みを進めていか なくちゃならないと思うんですが、その辺の姿勢、考え方だと思うんです。こっちは言 えば、向こうは過大にもらったということだからお返ししなくちゃないという、そこか ら出発するからどうしても小さくなってね、言われたとおりに、はい分かりましたとい う形になるかも分からないんだよ。そのことによって、その方たちの暮らしが崩れてい ったんではうまくないということが考えられるんです。その辺は、今後交渉というけれ ども、事務的に取り組まれても困るような中身であるし、やっぱり一つ、そういうその 人たちの了解以上に周りが考えてやらなくちゃならない話だと思うんです。ということ を考えたときに、ということがある背景の中で、いつまでこれを解決しようとしていま すか。

保健福祉課長(伊藤和重君)はい、議長。まず、計画的な部分については、まず1回目は全体的にですね、今年度中には、本来ですと今月中に全体を回らせていただいて、そこで分納の具合とか、あと一括でお支払いというか、お返しいただくような方を把握してですね、それで計画を練っていきたいと考えております。

金額的にも、議員おっしゃるとおりですね、高額な部分もございますので、それを一括でお願いするというのは本当に心苦しいところでもございますので、そういったのを勘案しながらですね、計画を練って、今後のお願いにしていきたいと考えております。 以上でございます。

- 8番(遠藤龍之君)はい。そして、そういう計画もあるんだったらば、そのことを示していただきたいんですけれども。そして、その計画が、その計画そのものも妥当なものかどうかという確認が私は必要だと思いますし、計画があれば計画どおりに動いているかどうか、そしてその計画どおりに目標達成しているかどうか、目標といいますかね。ということも我々、その進行管理をもチェックしていかなくちゃ。重大なものですからね。というふうに議会としてはチェックしなければならないというふうに考えてのあれなんですが、その辺の計画、事業計画なり対応というのは、あるいは今後の方向、その部分についてのね、というものは明確に示されているのか。まず内部でもいいし、あるんですけれども、具体的にですよ。
- 保健福祉課長(伊藤和重君)はい、議長。計画について、具体的な計画につきましては、まず12 月末までに全体を回らせていただいてというところから始まるのかなというところでご ざいます。そこで分納、あと一括というところを確認しながら、随時ですね、議会のほ うにも説明していくような形で進捗管理のほうを図ってまいりたいと思います。以上で ございます。
- 議長(岩佐哲也君) 3問ですかね。3問。はい、3問目。
  - 8番(遠藤龍之君)はい。余計なこと言わないでください、議長。

ということはですね、まだこれは取り組み途中ですよね。の中で処分の内容って決まるのかなと。とりわけその特別職ね。職員は、職員については我々に示されたさっき言った分限とかこういう、職員についてはこれに従って決められるかも分かりませんけれども、先ほど出てきた特別職については自ら全体を見て、そして自分の処分を多分考えるということになろうかと思うんです。だとするならば、一つは町長の特別職の処分というのは、一つはその職員の分限の結果も大きな参考になるだろうしね。あわせて、この事件そのものの、問題そのものをどう捉えて、どう解決されるのか。解決を待ってというかね、ある程度見えたところで、これも含めて処分の内容って決まるのではないかというふうに思うのですが、特別職の処分の決め方というのは、私はそういうね、この処分の結果だけじゃなくて、そういう対象者のことも踏まえた上で結果を出すべきじゃないか。自らの処分ですから、いつでもできるんです、これね。というふうに考えれば、まだ今日の時点で、この内容で、決する必要はないのではないかというふうなところまで思いますが、いかがでしょうか。その背景と、あとあれですね、決定事件……。

町 長(齋藤俊夫君)はい。今、議員ご指摘のような考え方も一つあろうかというふうに思いますけれども、我々としては、やはり一定の事案、事例が出た場合については、可能な限りですね、速やかに関係者、また特別職も含めてというようなケースであればですね、職員と同じ時期を失しない程度で対応すべきものというふうに捉えておりますし、これは

決して山元町だけの見方、考え方ではないというふうに理解しておりますので、全国的 に国含めてこの種の案件については、可及的速やかにというふうに私は対応すべきだと いうふうに考えているところでございます。

8番(遠藤龍之君)はい。この取り組みについては、当然早めに進めていかなければというのは 当たり前の話ですよ。ですが、その結果を見て、じゃあその処分どうしましょうかとい うのは、私はまた別問題だと思います。とりわけこの件に関してはですよ。相手に迷惑 をかけているんです、町が、そのことによって。町の間違い、ミスによって。もう精神 的な部分まで含めてですよ。その辺の影響がどのくらいになっているのかというのは、 まだ全く今の時点で分かっていないです。今の時点で、ただお願いして、ごめんなさい と言っているだけなんです。処分の内容というのは、その中身については、もしかする とこの被害額、被害額っていうか、影響額といいますか、過大に支給した分が、事件の 解決というのはこの全てゼロになって初めて事件の解決と見ているのかどうかとか、そ の辺の思いとかですよ。それも考え方、それもこの計画の中に入っているか、整理され ているかどうかということもあって、先ほど確認したんですが、そして初めてその支給 額全て払うものは払って、そして過大に支給したものを返納していただいて、それで初 めて本事件というのが解決するのかなというふうに普通は思うわけですが、それも計画 の中ではね、そうはいっても現実は厳しいから8割を超えればそれはもう達したという ふうにしますと、この問題についてはというふうな計画が示されて、その中でのそうい うわけで、そして町で決めたその結論が出て、初めてそこで処分というのが出てくるの かなと。とりわけ特別職についてはですよ。

職員だけのを見て、職員がこのくらいだから、じゃあ俺たちこうだなというような決め方ではなくて、やっぱりこの事件全体のことを十分に理解した中で決めるべきだと思うんですが、その辺の考えについていかがでしょうか。

- 町 長 (齋藤俊夫君) はい。先ほど来からご説明させていただいているとおりですね、どういうふうな中身、レベル、量定というふうに該当させるかにつきましては、これは特別職も、あるいは一般職員もですね、この事案に該当した場合については、それは一定の規模内容、ボリューム感を勘案して、あるいはその法律に抵触するしない等々ですね、トータルで勘案しながら、しかるべき処分を下すべきだろうという考え。これはですから、大変申し訳ないんですけれども、山元町独自の考え方ではございませんので、全国的にそういうふうな考え方、捉え方での、この種の対処の仕方という基本的な考え方、ルールみたいなものがあってというふうなことでございますので、そういう中での判断だというようなことでご理解を賜ればというふうに思います。(「議長、8番」の声あり)
- 議 長(岩佐哲也君)項目としては次の項目に入るんですか。3件はあれですからね。同じであればいい。
  - 8番(遠藤龍之君)はい。そういう、先ほど来、他町、他自治体と、じゃあその例を示してください。名前として、今回の説明の中で示していただいたのは何と言ったか、南三陸町とか、大津町、熊本県のね。
- 議 長(岩佐哲也君)遠藤さん、3件は終わっているんですから、次回、ほかの人いなければまた。 (「今のはあれだぞ、今のは続かっているんだ」の声あり)今の大きな議題は1つだけ ですけれども、1件のは、いわゆるその217件のうち何件了解をもらっているのかと いうことで116件ということで、2件目はその回収状況で、いつまで計画なのかとい

うのが2件目だし、3件目は……(「まあいいです、いいです、そんなことで」の声あり)3件目は、今の時期で全部見通しがついていない中であれのはいいのかという、3件目は終わったので、もう一回。ほかの人もあるかもしれない、なければまたあれですけれども。ほかの方、質疑ありますか。

- 9番(岩佐孝子君)はい。先ほど来、町長の話の中に、他市町村というふうな話が事例に挙げられてきていますけれども、その他市町村、事例があれば教えていただきたいんですが。
- 総務課長(佐藤兵吉君)はい、議長。それでは、私のほうから、これまで参考にした事例なんかを ご説明したいというふうに思います。

まず、南三陸、ちょっと市町村名を出してあれなんですけれども、県内の市町村では 住民税の課税ミスというふうなことで、これも複数年、平成25年から29年までの期間、この課税ミスがあったというふうなことで、これにつきましては特別職、職員の処分は行っておりますが、特別職の処分は行わなかったとなっております。あと、今回参考にしたのは、県外になりますけれども、同じように障害者の医療ミスというふうなことで、こちらもですね、平成26年から元年までの支給ミスで、約過払いの方は180万ぐらいですね、そういうふうなミスと、もう一つですね、下水道の消費税の徴収誤りというふうなのを2つが重なっていたというふうなことで、これも平成26年から令和2年までの期間ですね、約230万というふうな金額になっております。

こういうふうなことで、こちらと、今回のケースが類似しているんではないかという ふうなことで、この辺を参考にさせてもらったわけなんですけれども、この際はですね、 特別職の減給ですけれども、町長については10パーセントの2カ月間、あと副町長に ついては10パーセントの1カ月というふうなことで、職員は訓告とか、厳重注意というふうなことで、うちと同じように懲戒処分ではなく、措置というふうな職員に対する 対応でございました。

このようなことで、なかなかこのような事務処理、要は非違行為というふうなことでない場合は、なかなか町長、副町長までの処分というふうな事例は少ないものですから、ちょっと数少ない中での例を参考に今回対応させてもらったところでございます。

- 9番(岩佐孝子君)はい。先ほどの課税ミス、25年から29年までですか、その辺の内容についてちょっと確認させてください。
- 議 長(岩佐哲也君)大丈夫ですか。(「内容」の声あり)課税ミスの内容。総務課長、前にも説明していたと思うけれども、再度ポイントを絞って説明してください。
- 総務課長(佐藤兵吉君)はい、議長。簡単にといいますか、概要でございますが、住民税の課税作業の際ですね、雑損控除の適用を誤り、平成25年から29年までの住民税618件の 誤賦課というふうになったというふうなことでございます。以上です。
- 議 長(岩佐哲也君) ここで、1時間たちましたので、暫時休憩します。再開は16時、4時まで にしたいと思います。暫時休憩、4時再開とします。

午後3時47分 休 憩

午後4時00分 再 開

議長(岩佐哲也君)休憩前に続き会議を開きます。

- 議長(岩佐哲也君)ほかに質疑はありませんか。
  - 8番(遠藤龍之君)はい。先ほどのですね、事例についてなんですが、その確認でいいです。県内の実額といいますか、618件までは分かったんですけれども、その額と、分かればなんですが、過大に、これ税金だからどういうふうに見るのか。もらわなくちゃないものをもらわなかったというあれだよね、その実額は幾らでしょうか。
- 総務課長(佐藤兵吉君)はい、議長。ちょっと実額は載っていないんですけれども、今回誤賦課というふうなことで、課税修正の結果ですね、各種制度、要は国民健康保険税とか、そういうふうなものに影響を及ぼすことになったというふうなことで、金額はちょっと把握しておりません。
  - 8番(遠藤龍之君)はい。こういう表現についついなってしまうんですが、先ほどの2点も18 0万とか、230万とかという世界、それから今回のやつは額すら確認していない中で、 こうした2町を、2自治体を参考事例として決めたという経緯ですよね。ということが 確認できましたと。

あとですね、町長なんですが、過大請求して、支給して、それで返してもらう中には、60万近い人もいるというこの実態について、どう思われますか。

- 町 長 (齋藤俊夫君) はい。これが、自分が仮に当事者だと置き換えればですね、今まで行政役場のほうで適正に処理したものが口座に支給されたりということは、適法な形で処理されたものというふうに安心されておったと思います。それがある日、こういうことだということであれば、それは大変町の事務処理に対する不信あるいは今後の事務処理に対するものも含めての不信不安、そしてまた先ほど来から議員にご心配言われているように一定の蓄えをもってですね、生活のやりくりをされている方が大半でございますのでね、生活のやりくりへの影響等々ですね、察して余りあるものがあるというふうに捉えております。
  - 8番(遠藤龍之君)はい。大変だと思っているというふうに認めました。大変なんですね、その 方々、ということも確認しておきます。

それからですね、先ほどちょっとございました時効分について、これがちょっと分からないと。しかしながら、この時点で60万を超えているという、この額に対してどう受け止めて、それが処分の対象、処分の確認をするときに、どのようにこの辺はその中身の対象になったのか。これは総務課長かな。確認します。町長自ら決めたから町長か。この辺は参考にされましたでしょうか。これはもう、はっきり言って町の財産の、過大に支給した人からはもらうということを言ったわけだから、しかしながらここの部分は本当に大変なんだよね。本当は、俺は、まあいい。そういう中で、この60万については全くもう損失となるんだよね。となったときに、この部分についての責任。

そして、これまでの説明では、この60万、61万で済むかどうかっていうのも確認できないんだよね。確認できるんだったらぜひ確認して、いつからというのを。ここには、分かんないような、これ以上は追及というか調査できませんとかっていうのはあるというような説明を受けたと思ったんだけれども、その辺について確認します。

町 長 (齋藤俊夫君) はい。大変申し訳ありませんけれども、やはりそれぞれ文書区分によりましてですね、保存年限が我々定まっておりますので、そこの年限内での文書の整理保存という中でのこういうケースが起こった場合については、そこまでの調査、確認というのが基本になるわけでございます。事務処理に限らずですね、世の中一般的にどこまで遡

るかというのは、きちんとした処理的なものとか、いわゆる物証的なものが相当程度ない中ではですね、推計というわけにはいきませんので、大変申し訳ございませんけれども保存年限内での取り扱いということで対応していることを改めてご理解いただければというふうに思います。

8番(遠藤龍之君)はい。この案件については、何人か発言していますが、やっぱり処分の中身が非常に甘いのではないかという疑問が付きまとっています。これまでの説明の中でもですね、私もそう思います。

しかしながら、私たち素人なものでね、それが妥当、この中身が妥当かどうかということも、私たちの知識の中でも確認できないし、本来ならばそのためにこの説明をきちっと受けて、そして議員として責任を持った判断をしなくちゃならないというふうに今でも思っているわけですが、しかしながら、残念ながら今現時点で私はまだこの判断できない状況にあるということを伝えておきます。

そして、併せて言いますと、先ほど来心配している、今後起きる、いまだ発展途上じゃなくて取組途上の中でね、これから実際にこの結果が出てくる。この六百何万の完全に収納できるかどうかとか、途中で突然の変化が起きて、その支払いというか、受け取れないような状況が生まれたりとかというのもあり得る。その際、そういうときが生まれたとき、変化がですね、さらにこの事件の中身が今と違った結論が起きることも想定できたときに、その際に改めて、これは自ら決める処分ですから、その辺の対応というのはあり得るのかどうか。もしそういう新たな事件といいますか、新たな事実が浮かんだときに、取り組みの結果が浮かんだときに、それに見合った処分というのは考えているか。どういうふうに質問すればいいの。というふうになったときに、どのような対応をするかどうか、お伺いします。

町 長 (齋藤俊夫君) はい。議員の質問、必ずしも的確に受け止めていない部分があったら失礼申し上げますが、基本的にこの手の処分のタイミングにつきましては、先ほど申し上げましたとおりですね、一般職員も、例えば年齢によってはですね、1年、2年で退職するっていう場合もありますし、特別職にしてもたまたま短期間で任期を終えてというふうな部分もあったりしますと、必ずしもその事案が終了するまでというような考え方はですね、なかなか一般論としては難しいというふうに捉えています。

そしてまた、先ほど来から、直接のお答えを申し上げれば、この取り扱いについては、 やはり様々な事例との均衡ですね、これを失しない形で収めるべきだというのが基本的 な考え方に全国的になっておるところでございますので、やっぱりその範囲内で、しか るべき処分を自らの立場も律しながら定めるべきだろうというふうに考えているところ でございます。

- 議 長(岩佐哲也君)ほかに質問ありませんか。なければあれですけれども。よろしいですかね。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長(岩佐哲也君)それでは、これで質疑を終わります。
- 議 長(岩佐哲也君) これから討論を行います。 討論はありませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長(岩佐哲也君)討論なしと認めます。

議 長(岩佐哲也君) これから、議案第75号山元町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に 関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長(岩佐哲也君)異議なしと認めます。

議案第75号は原案のとおり可決されました。

議 長(岩佐哲也君)続きまして、日程第16.同意第7号から日程第23.同意第14号までの 8件を一括議題とします。

本件について説明を求めます。町長齋藤俊夫君、登壇願います。

町 長 (齋藤俊夫君) はい、議長。それでは同意第7号から14号までの農業委員会委員の任命に つき同意を求めることについて、一括してご説明申し上げます。資料No.8、議案の概要 書をご覧ください。

一連の議案につきましては、農業委員会委員の任期が令和3年1月28日をもって任期満了となりますことから、同委員を任命するに当たり議会の同意を求めるため提案するものであります。

委員の任命に関しましては、農業委員会等に関する法律に必須要件等の定めがありまして、その関係については資料下段に(2)として必須要件、(3)として努力義務としてまとめてございます。そうした中で、この定数8名のうちですね、認定農業者の方を5名、利害関係を有しない方を1名確保しております。なお、裏面には根拠となる関係条文を参考までに記載しておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、順次、同意議案ごとにご説明いたしますので、議案をご覧くださるようお願いします。なお、同意第7号から11号につきましては、現委員でありますことから、次ページの略歴書の説明は省略させていただきまして、行政区、氏名、年齢、区分のみの説明とさせていただきます。

初めに、同意第7号でありますが、久保間区在住の阿部賢一氏、66歳、認定農業者でございます。

続きまして、同意第8号でありますが、町区在住の岩佐 正氏、60歳の方でございます。

続きまして、同意第9号でありますが、町区在住の庄司恒一氏、69歳、利害関係を 有しない者でございます。

続きまして、同意第10号でありますが、小平区在住の鈴木京子氏、67歳、女性であります。

続きまして、同意第11号でりますが、笠野区在住の渡辺成寿氏、66歳、認定農業者の方でございます。

次に、新たに農業委員会委員として同意を求める3名の方についてご説明いたします。 初めに、同意第12号でありますが、仙台市在住で元高瀬区の遠藤 智氏、40歳、 認定農業者の方でございまして、50歳未満の青年に該当する方でございます。

次ページの略歴書をご覧ください。同氏は、仙台農業協同組合での勤務経験を生かしまして、平成30年から現在まで、農地利用最適化推進委員をお務めいただいておりま

して、農業関係情勢に精通されている方でございます。また、住所は仙台市となっておりましが、高瀬区出身で、現在は仙台市から毎日、山元町の実家に通い、父親と一緒に農業を営んでおり、地域から人望も極めて厚い方でございます。

続きまして、同意第13号でありますが、つばめの杜東区在住の菊地孝式氏、44歳、 認定農業者の方でございます。50歳未満の青年に該当する方でもございます。

次ページの略歴書をご覧ください。農業経営を営みながら、みやぎ亘理農業協同組合 青年部本部長を務めるなど、地域からの人望も極めて厚い方でございます。

続きまして、同意第14号でありますが、真庭区在住の星 健悦氏、64歳、農業認 定者の方であります。

次ページの略歴書をご覧ください。農業経営を営み、地域の農業情勢にも精通し、地域からの人望も極めて厚い方でございます。

以上の8名で、新たな任期は令和3年1月29日から令和6年1月28日までとなりますので、ご理解の上、ご同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長(岩佐哲也君)質疑なしと認めます。

議 長(岩佐哲也君) これから討論を行うわけですが、本案は人事案件でありますので、山元町議 会先例90番により討論を省略します。

議 長(岩佐哲也君) これから、同意第7号農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて採決します。

お諮りします。

本件はこれに同意したいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長(岩佐哲也君)異議なしと認めます。

同意第7号は同意することに決定しました。

議 長(岩佐哲也君) これから、同意第8号農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて採決します。

お諮りします。

本件はこれに同意することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長(岩佐哲也君)異議なしと認めます。

同意第8号は同意することに決定しました。

議 長(岩佐哲也君) これから、同意第9号農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて採決します。

お諮りします。

本件はこれに同意することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長(岩佐哲也君)異議なしと認めます。

同意第9号は同意することに決定しました。

議 長(岩佐哲也君) これから、同意第10号農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて採決します。

お諮りします。

本件はこれに同意することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長(岩佐哲也君)異議なしと認めます。

同意第10号は同意することに決定しました。

議 長(岩佐哲也君) これから、同意第11号農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決します。

お諮りします。

本件はこれに同意することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長(岩佐哲也君)異議なしと認めます。

同意第11号は同意することに決定しました。

議 長(岩佐哲也君) これから、同意第12号農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決します。

お諮りします。

本件はこれに同意することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議 長(岩佐哲也君)異議なしと認めます。

同意第12号は同意することに決定しました。

議 長(岩佐哲也君) これから、同意第13号農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決します。

お諮りします。

本件はこれに同意することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長(岩佐哲也君)異議なしと認めます。

同意第13号は同意することに決定しました。

議 長(岩佐哲也君) これから、同意第14号農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて採決します。

お諮りします。

本件はこれに同意することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長(岩佐哲也君)異議なしと認めます。

同意第14号は同意することに決定しました。

議 長(岩佐哲也君)続きまして、日程第24.諮問第1号を議題とします。

本件について説明を求めます。町長齋藤俊夫君、登壇願います。

町 長 (齋藤俊夫君) はい、議長。それでは諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてご説明いたします。

これまでご尽力いただきました現委員の太細のぶ子氏は、令和3年3月31日をもって任期満了となりますので、その後任者として合戦原区在住の太田一江氏を法務大臣へ推薦するに当たり、議会の意見を求めるものであります。

次ページに太田氏の略歴書をおつけしておりますが、職歴、人格からして最適と考えますので、ご理解の上、よろしくお願い申し上げます。

議 長(岩佐哲也君)これから質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(岩佐哲也君)質疑なしと認めます。

議 長(岩佐哲也君) これから討論を行うわけですが、本案は人事案件でありますので、山元町議 会先例90番により討論を省略します。

議 長(岩佐哲也君) これから、諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて を採決します。

お諮りします。

本件は適任と答申したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議 長(岩佐哲也君)異議なしと認めます。

諮問第1号は適任と答申することに決定しました。

議 長(岩佐哲也君)日程第25.閉会中の継続調査申し出についてを議題とします。

各常任委員会委員長から山元町議会会議規則第74条の規定により、お手元に配布の とおり、継続調査の申し出が提出されております。

お諮りします。

各常任委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査に付することにしたいと 思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長(岩佐哲也君)異議なしと認めます。

各常任委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定いた しました。

議 長(岩佐哲也君)日程第26.議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

お手元に配布のとおり議員を派遣したいと思います。これにご異議ありませんか。 [「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長(岩佐哲也君)異議なしと認めます。

ただいまお諮りしましたとおり議員派遣の件は可決されました。

ここでお諮りします。

ただいま可決されました議員派遣の内容に今後変更を要するときには、その取り扱い を議長に一任願いたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- 議 長(岩佐哲也君)異議なしと認めます。変更を要するときの取り扱いは議長一任とすることに 決定しました。
- 議 長(岩佐哲也君)これで、本日の議事日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和2年第4回山元町議会定例会を閉会します。

お疲れさまでした。

午後4時25分 閉 会